

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第8回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 24 年 7 月 17 日 (火)		
開 会	午後 2 時 00 分	閉 会	午後 5 時 28 分
場 所	5 階 議場		
出 席 委 員 (9名)	委 員 長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委 員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春、 上田孝春、上杉栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 出 席	田中文字子、石田憲太郎、平野真理子、太田縁、椋田昇一、砂田典男、 山田延孝、中村晴通、児島良、角谷敏男、谷口秀夫、寺垣健二、 入江順子		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 財産管理課管材係主幹 : 福井 一朗 庁舎整備局長 : 亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐 : 竹内 一敏 庁舎整備局主任 : 宮崎 学 庁舎整備局専門監 : 前田喜代和 文化財課長 : 林 佳史 文化財課主任 : 加川 崇		
傍 聴 者	12 名 (別添のとおり)		
傍 聴 者 (報 道)	日本海新聞、建設工業新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、 NHK、日本海ケーブルネットワーク、日本海テレビ、山陰放送		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時00分 開会

◆橋尾泰博 委員長 失礼をいたします。それではただいまより、第8回鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開会をいたします。きょう皆様方の御手元にきょうの会議のレジュメ、それから文化財調査のペーパー、土壤汚染状況調査のペーパー、それから、これは会派「新」と言っているんですかね、「新」の方から出てまいりました提案書等でございます。御確認をいただきたいというふうに思います。それでは、審議に入ります前に、前回の第7回調査特別委員会におきまして、伊藤委員の方から地方自治法における団体意思の決定に関する議会の権限云々という御質問がございました。この点が宿題となっておりますので、まず、市の執行部の方からこの質問に対する見解をお願いをしたいというふうに思います。前回、伊藤委員の方から、ちょっと私、議事録持ってないんですが、この特別委員会におけるこの審議の内容について、地方自治法における団体意思の決定、これが特別委員会で決定することがすべて団体の意思になるのかどうなのか、そこら辺も含めて質問がありまして、市の執行部並びに議会事務局に回答を求めたいということが宿題になっておったというふうに私は理解をしておるんですが、伊藤委員そうだったのでしょうか。もう一度確認の意味で。

◆伊藤幾子 委員 前回の委員会のときに、結局、議会の議決は団体意思になるということで、その住民投票の条例案がありましたよね。あれは議会で議決をしたので、当然、市の団体意思になるので、結果が出れば市がやるべきだということで、私は言ったんですよ。それで、それについての見解ですよ。どうしても、それなのに基本計画に匹敵するものを、まだ議会にやれというんだったら地方自治法にのっとって、どういう根拠なのかを示してくださいということをお願いしたんですよ。それで、この委員会ではなくて、議会事務局の方にもきょうの委員会の方でその確認を取りたいので、そのことはお伝えくださいということは事務局にも言いましたし、この見解についても事務局の方にもお尋ねしますということは、この委員会ではなかったんですけども、言ってありますので、そのつもりで来ましたので、ちょっと答えていただかないと、この後の議論にも関わってくるのだなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 総務部とか、市庁舎整備局というのは、この件について検討はしておられるのですか。今の段階。羽場総務部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。宿題だという認識を持っておりませんでしたもんで、これについては今の段階、何もお答えすべきものを持ちあわせておりませんが、基本的な考えといたしましては、従来からお願いしておるとおりでして、まずは議会の方での御検討が優先するのではないかという考えでおるということではございまして、改めての私ども宿題という認識は持っておりませんでしたので、そういうことであれば、もう一度ちょっと精査というか、考えを整理いたしますと、即答はちょっと難しいかと思われま。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 じゃあ、次をお願いします、次の委員会のときに。はい、次の委員会のときに。それと私は一応事務局に頼んで、そのように伝えといてくださいと言ったんですけど、伝わってないということではよろしいですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、それでは議会事務局の方、答弁をお願いします。

○勝井節朗 市議会事務局次長 はい。議会事務局次長の勝井です。確かに地方議会の役割といたしましては、団体意思の決定機能でありますとか、執行機関の監視、評価の機能というようなことがございます。ただ、今回の特別委員会の設置ということにおきましては、前回の特別委員会の報告の最終報告の中身が、まだ十分議論が尽くされていないというような最終報告が出ておまして、提言として、さらなる議会での中身の議論をお願いしたいというようなことでございました。それを受けまして、今回の特別委員会を設置していただいて、この住民投票の条例案で出した中身というのをさらに議論を重ねていただくというようなことで、まずは特別委員会の設置ということで設置されたというように、議会事務局としては考えておるところでございます。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私が確認をしたいのは、地方自治法で議会の議決がそのまま地方公共団体の意思となる性格を持つというものが、条例の制定・改廃というのが上がっているんですよ。この条例の制定及び改廃については、市当局が提案した場合、議会が提案した場合、どちらにおいても議会で議決をされれば、公共団体の地方公共団体の団体意思となるというふうに、逐条解説では書かれているわけですよ。だから、住民投票で条例案がありましたね、1号議案は市が決められた。2号議案は議会で検討したんだけど、議会でどちらも議決をして住民投票をしたわけなので、どちらになろうとも、これは市の団体意思になるから市がやるべき仕事じゃないですかということ、そこが言いたかったんで、特別委員会云々というところはちょっと私、聞いてないんですけど、そこを確認したいので、次の委員会のときで構いませんので、どちらにも議会事務局と総務部の方よろしくをお願いします。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。えらい連絡調整が行き届いてなくて、申しわけなく思っております。次回の委員会に回答いただくということで、この案件についてはこれで切らせていただきたいというふうに思います。それでは、きょうのレジュメの2番に移ってまいります。この市庁舎整備にかかる埋蔵文化財、現在砂利の駐車場を試掘をいたしております。その中間報告ということで、きょう皆様方にペーパーをお配りをさせていただいております。それでは文化財課長の方から御説明をお願いします。

○林 佳史 文化財課長 はい。文化財課でございます。先ほど委員長からもございましたように、中間報告ということでさせていただきたいと思っております。6月の11日から先週末まで約1カ月をかけまして、トレンチを3本入れる予定のうちの1本、砂利の駐車場部分について終了をいたしました。まず、改めてこの目的のところをちょっと確認をいたしますと、まずこの薬研堀がどの程度の広がりがあったのかということを確認をする。そして、本調査が必要な範囲を決定するということが目的でございます。まず、図、写真の方を見ていただけますでしょうか。まず、この調査結果で、薬研堀のラインの変遷というものを書いております。上の方に点線の水色のラインがでございます。こちらが一番古い時代の薬研堀の型ということがわかりました。それで、その後で埋め立てをいたしまして、下の方の水色の点線のラインまで薬研堀が狭まったということでございます。これが面的な変わり方ということでございます。それで、右側に

調査結果ということで書いてございます。まず、この層がどのように変遷していたかということを書いております。3面の遺構面を検出しております。まず第1面ということで、薬研堀の一番深いライン、これを確認しております。約2.5メートルの深度でございます。そして、その後で薬研堀を江戸時代に埋め立てて、埋め立てて狭めて、狭めたところには護岸の石積みを確認をされています。これが2面目でございます。それで、その後さらに、江戸時代の末期から近代の造成と思われる面が約90センチのところから出ております。ですので、この写真の丸の数字でいきますと、一番古いところが①の第1面、薬研堀の底、それから第2面ということで江戸時代に埋めた範囲。そして、③ということで江戸時代の末期から近代の建物跡ということでこの3面が検出をされました。それで、このことによりまして本調査に今後、移ってくるんでございますけども、まず砂利の駐車場全体に建物が整備されると仮定をいたします。ただ、その全面を本調査をするということではございません。調査が必要なのは、いわゆる鳥取城の成立で重要であります薬研堀、ここを確認すること。それから武家屋敷と町人町のこのラインを確認することでございますので、薬研堀の内側、砂利駐車場の約半分を調査をすると、本調査をするということになってございます。そうしますと、調査が必要な想定範囲ということで約480平米ということになってまいります。それを一層ずつ、この480メートルを3回掘ります。3層掘ります。それから1層に要します単価というのが2万6,000円と、平米当たり2万6,000円ということになりますので、概算事業費といたしましては約3,700万円ということになってまいります。調査期間につきましては約6カ月かかるのではないかなというふうに考えております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいんですけども、この1面、古い時代の薬研堀、第2面、江戸時代に埋め立てた範囲、それから3面が江戸時代、近代の薬研堀と、こういうふうな説明を受けたわけですけども、これ、試掘の段階ですからまだはっきりしたことはわからないのしょうけども、この時代的なものというのわかるのかな、この試掘で。ちょっとそこを教えてください。

○林 佳史 文化財課長 はい。まず、この薬研堀、この一番古いラインがいつごろできたかということにつきましてはなかなか判然としない面がございます。そこにつきましても今後、調査を進めるという現段階ではそういう段階でございます。それで、第2面、第3面につきましては、こちらの方にも、ペーパーにも示してありますように、それぞれ江戸時代でありますとか、もう近代に近いというような時代はだいたい特定できるということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、林課長の方から報告を受けましたけども、御質問等がある方はどうぞ。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 この写真の部分をちょっと見させていただいているんですけども、試掘をされているものよりも1番の第1面、古い時代の薬研堀というのは矢印がずっと下がった方になっているんですけども、これというのは、今の通路部分の方にも来るといことですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 今、島谷議員がおっしゃられたとおりでして、今、駐車場と本庁舎の通路部分、こちらの方も薬研堀の範囲ということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 そうすれば、本調査のときにはそちらの方は調査する必要はないということですか、それとも調査する予定なのかという、ちょっと教えていただけますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 はい。本調査につきましては、新たに建造物を建てて、この遺構をもう、こう攪拌するということですので、この通路部分にかけて新第2庁舎と言うんですか、そちらの方が建設をされるような図面が出来てくれば、その通路部分に引っかかって本調査が必要というふうになってまいります。それから、先ほどの説明では申し上げませんでしたけども、今、砂利の駐車場、それからアスファルトの駐車場、ここの間にも通路がございます。それで、ここの通路というのが将来的にこのまま残るのか、それとも民家の方に新たな通路ができるのか、こちらによっても本調査の範囲というのは変わってくるということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。わかりました。ということは、この本庁舎の方も耐震、免震するということが出たら矢板なんか打つ場合があれば、その部分についても本調査にかかっていかなきゃいけないということですね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 はい。本庁舎の周辺部分、こちらにつきましては、この庁舎を建設する際に、もう薬研堀部分がもうすべて破壊されております。ですから、免震をするにあたって本調査をする必要はその部分についてはございません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。よくわかりました。それとあと1点なんですけれども、概算、この今のこの図面の中で本調査をするということになれば3,700万かかると、これ20億8,000万の中に入っていない金額なんですけれども、それ全体が今、アスファルト部分を仮調査していますよね、これ全体が本調査をかけていかなきゃいけないというふうになれば、だいたい想定として幾らぐらいの事業費が必要になるか、教えてください。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 はい。まず、この砂利の駐車場、それとアスファルトの駐車場、砂利の駐車場が40台、アスファルトが80台ということですので、1対2のだいたい割合になっているということでございます。試掘をまだトレンチ2、トレンチ3開けてございませんので、まだ薬研堀がどういうラインで流れていくかということがわからない時点でのお答えになるかと思いますが、同じように薬研堀がずっと通っていると仮定すれば、今お示ししている砂利の駐車場の約2倍の金額がかかってくるのかなというふうに想定ができます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、約2倍というのはアスファルト部分で、プラス約2倍ということですか、ですから、言えばこれの3,700万の3倍、1億以上のお金がかかるということですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、林課長。

○林 佳史 文化財課長 試掘調査の結果によってはそういうことも想定をされます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい、わかりました、はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、そのほかありますか。それでは、文化財調査の中間報告を以上といたしたいと思います。続きまして、レジュメの3番でございます。土壤汚染状況調査業務についてということで、担当課の方から御報告をお願いをしたいと思います。どなたでしょう。はい、市庁舎整備局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。そうしましたら、担当の補佐の方から説明させていただきます。

○竹内一敏 庁舎整備局長補佐 庁舎整備局、竹内です。よろしく申し上げます。1枚、土壤汚染状況調査業務についてというレジュメをお配りさせていただいております。6月8日の第3回の特別委員会のときに土壤汚染調査実施について、調査概要について報告させていただきましたけども、この度7月12日、先週の木曜日ですけども、土壤汚染状況調査の公募型指名競争入札の公告を行いましたので、業者の選定等の日程等について報告させていただきます。この調査は、土壤汚染対策法に基づく調査でございます。以前にも報告させていただきましたけども、調査地点は2カ所、それから調査の対象物質というのは、ヒ素とフッ素、ホウ素の3種類でございます。それから、調査内容につきましては、1つは土地の履歴調査。履歴調査っていうのは、この敷地内が過去どういうものがあつたかどうかっていうのをまず調査いたします。それから2つ目に土壤調査ということで、これは10メートルのボーリングを行いまして土壤を採取します。1メートルごとの土壤を分析するんですけども、土壤の溶出量調査というのと土壤の含有量調査という2種類の調査を行うことになっております。委託業者の選定でございますけども、今公告を行っておりますけども、選定の要件としまして、まず土壤汚染対策法に基づく調査でございますので、土壤汚染対策法に基づいて環境大臣が指定する調査機関というのがございますので、まずはそれを、その調査機関であることを要件にしております。あと、鳥取市の方に登録している事業者、それから市内に本店、営業所等がある事業者ということで、今公告の方をさせていただいております。選定日程ですけども、入札の公告につきましては7月12日木曜日に行いました。つきましてこの公告によりまして入札参加資格者を今募集しておりますので、その資格確認書の提出期限を23日の月曜日ということにしております。それから、23日の期限を受けまして、今度検査契約課の方にその出された入札参加資格者の方への指名競争入札の依頼の方を検査契約課の方で行っていただきまして、入札を7月末日までに行う予定にしております。この応募業者の数等にもよりまして、その入札っていうのをいろいろ日にちとかも決定していきますので、まだ7月末日までということで日にちは決定しておりません。入札日は決定しておりません。それから調査の完了期限は平成24年9月28日金曜日ということで、約2ヶ月ということにしております。最終業務の管理期限は、9月28日までなんですけども、先ほどありました上の3の②の土壤調査の方につきましては、調査の結果、最終報告は当然報告書で上がってきますけども、概要等でもわかれば、また特別委員会さんの方にも報告をさせていただこうというふうに思っております。以上でございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ただ今、説明をいただきましたけども、御質問等がある方。ございませんか、よろしいですか。それでは、土壤汚染状況調査業務について

終わらせていただきます。それから次に、レジュメの4番目でございます。山本浩三氏への調査業務について議題といたしたいと思っております。前回の特別委員会におきまして、2回目の山本参考人を招致して各委員の皆さんから御質疑をいただきました。その中で委員長として、次のステップに入るためにはということで調査業務の範囲をどの程度にすればいいのかということで、各委員に御意見を13日の正午までにペーパーによって提出をいただきたいというふうをお願いをいたしておりました。伊藤委員の方からは、調査をする必要がないという明解なお答えがありました。それから、先ほどもちょっと若干触れましたけれども、会派「新」の方からですね、このA3ですか、A3の紙できょう特別委員会の方に御提案を申し上げたいという旨の申し出が13日にございました。あとその他の委員の皆様からは御意見等はございませんでした。そういう中で、きょうは、この御提案をいただいた「新」の方の方から、まず御提案をいただいて審議を進めさせていただきたいと思っております。これはどなたから説明をいただけるんでしょうか。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一 委員** 前回の委員会の中で、次回での調査業務の範囲、あるいは再質問と言いますか、再々質問等々を13日までということであったんですけども、山本参考人には2回来ていただいて、それぞれ業務の範囲であったり、あるいは単価であったり、いろんな工法であったり、それぞれの委員から質問が出ました。これはそれをまとめた、会派としてまとめさせていただいたものであります。ですから、部位、上から言いますと部位と言いますか、それぞれの庁舎、それから面積、それから単価、それから金額、これにつきましては山本浩三氏から提案があったものをそのまま、まとめたかたちで上げさせていただいて、合計の工事費等については19億9,670万円ということでありまして、問題はここの工事内容につきましてでありますけれども、これは各委員からの質問等々について、山本浩三参考人の方からそれぞれの質問についての回答があったものをここに具体的に載せていただいております。ですから、こないだの前回の特別委員会で、範囲とか、そういったものについて、これは会派として、今こうして工事の内容についてもまとめさせていただいたわけでありまして、下の注1、注2については、これは山本参考人の方から、事前に出ていたものをそのまま上げさせていただいているわけでありまして、これはそのままです。ですから、一応今後の協議って言いますか、この議論につきましては、第三者機関の話があったわけでありまして、山本参考人にどこまでここの調査業務をお願いするのか、あるいはもうここまで来ているわけですから、具体的な工事内容はもうだいたいわかりましたし、それから金額も、それから単価、あるいは面積についてもこの委員会の中でかなりの議論あったわけですから、もう第三者機関にこれを委ねてもいいんじゃないかというふうに思って、この工事概要というかたちの中で提案させていただいて、議論この委員会の中で議論していただければということで、きょう出させていただいたところです。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今、上杉委員の方からご提案があったわけでございますけれども、ほかの委員の方で提案について、御意見等がございましたら、はい、伊藤委員。

◆**伊藤幾子 委員** はい。ちょっと確認をさせていただきます。13日の12時までに山本氏への調

査業務の範囲、内容について御意見のある方ということです、私は先ほど委員長から紹介がありました山本氏への調査は必要ないということと、もう1つ書いたのは、専門家でもない議会で、範囲や内容を決めることは不可能だということも書いて出しました。それで、12時きわきわに、私は出したんですけど、12時の時点で私しか出してないってということを事務局の方から聞きましたので、きょうこうやって会派「新」からね、出てきたということで、別に時間が過ぎたからということではちをつけるつもりはさらさらありませんが、先ほどの上杉委員の話を聞いていると、要は山本さんには出す必要はないと、これはあくまでも第三者機関に出す上での提案だという理解で、まずいいってことですよ。わかりました。ちょっとそのことを言いたかったんで、じゃあ、その山本氏に対する調査についてということは、じゃあ、私の言ったこともちゃんと議題に上げて議論していただけるのかどうか委員長さんに、そこは確認をしておきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、伊藤委員の方から、自分が意見書を出したときに、時間がかつたけれども、私しか出てなかったというお話ですけれども、事務局に確認をいたしました。そしたら、やっぱり伊藤委員と同じような時間帯に持ってこられたということでございますので、「新」の方からその午前中に出てきたということだけは確認を取りました。それから、今私の意見も議題に載せていただきたいというご提案もございました。そこも含めて皆さんの御意見を賜りたいというふうに思っているわけですけれども、正直私がこんなこと言っているのかどうかわかりませんが、私は各委員の方からいろんなさまざまな意見が出て、それを集約していくんだらうというふうに思っておりましたけれども、現実的に出てきたのが、「新」の会派の方からの意見提出ということでありましたので、よかれと思って次のステップのことを考えて御提案はしたんですが、多くの会派の委員の方からの反応がないということもありますので、ほんとに、今、上杉委員の方からは第三者機関に調査業務を委託してはどうかという提案でございました。私は、こないだは山本参考人に調査業務を委託することによって、もっと中身の議論が深まるのではないかと提案をさせていただいたわけですけれども、この委員の方から出てきた意見が少ないということで、なかなか一本化するのちょっとどうかと、できるのかなということも内々考えて、感じを受けております。そこで、各委員の皆さんから、さまざまな御意見を聞く中で、意見を集約をしていきたいと、そういう思いで、皆様方に何か御意見はございませんかということで振ったということでございます。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。山本さんに対する質問というかたちで、こうして「新」の方から新たにまた出ておるわけですけど、私は、正直言って、この特別委員会で議論する中で、住民投票に付した2号案に対する20億の金額に対して、山本さんにその内容等々、基本的な考え方等々について、詳しく説明をいただきたいということで、2回にわたる山本さんを参考人招致して、それぞれが質問項目も出して、そして、その質問項目に対して、考え方等々を山本さんから説明を受けたわけです。そういった中で、2回の参考人招致をしたわけですけれども、それで、今回「新」さんの方から、会派「新」の方から出ておる項目については、私は、これは基本計画、基本設計をするところに、やはりその辺で議論をしていく内容ではないかなというふうに

私は思っております。ですから、山本さんというか、2号議案の20億の概算に対する説明等々は、十分皆さんの聞きたいこと等々については説明を受けておるといふふうに思っております。そういった関係で、これ以上、山本さんの説明ということはいかかなもんかといふふうに私は思っております。そういったことで、20億に対しての、やはり山本さんの2度にわたる参考人招致の中で、私は住民投票に示した比較用検討表、これに対して、俗に3点セットと言われておりますけれども、これに対してはね、山本さんは2回の参考人招致の中で、十分比較検討に示した内容は実施できるというふうなかたちで説明をしておるわけですからね、これ以上、山本さんにどうのこうのといふ、私は必要ないといふふうに思いますし、さらに、第三者機関にその20億に対する調査といふか、それを出してはという話がありますけどね、今まで住民投票でしっかりと議会の案として、全会一致で示して出したものに対して、住民投票を行ったわけですからね、それに対して、まだまだ十分、その20億に対する納得が得難いということで、2回にわたる山本さんの参考人招致をして、その説明の中で、20億でできるという山本さんは示したわけでしょう。ですから、私は、これでやはりやるべきだといふふうに思っておりますのでね、改めて第三者機関にその20億に対する、20億をね、内容について精査をするということとは必要ないといふふうに思っております。そんなことをするとね、やはり住民投票にかけたこと自体がおかしくなってくるというふうには私は言わざるを得ないといふふうに思うわけです。ですから、20億がどうのこうのと、今、ここで議論する必要はないといふふうに言ってもいいと思うんです。20億に対してはできるというかたちで説明を受けたわけですし、それで、市民に対しても20億でやるというかたちで住民投票をして、住民投票の結果が、2号案が支持されたわけですからね、やはりこれで、20億で住民投票に付したものができるか、できないかという話ですからね、山本さんは十分できるというふうには説明があったわけですので、ですから、むしろできないと言ふのであれば、できないその理由を私はむしろ聞きたいといふふうに思うわけです。ですから、第三者機関に説明を、業務委託をするということは、私はすべきじゃないといふふうに申し上げておきたいといふふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今回出したのは、山本参考人に改めて質問をする内容ではありません、さっき申し上げたように。要するに、山本参考人の方から、工事内容についてこうですよということをもとめたものです。それから、新たな質問がなかった。ここに、クエスチョンマークといふふうについては、これは山本参考人に問うべき話ではないのかもしれないのでね。ですから、山本さんが例えばその、どこだったっけ、その耐用年数であったり、そういったものについては、今後のそれこそ基本設計なり、あるいは実施設計の中で考えていく話ですから、それは特に山本さんにこれはどうですかということではありませんし、具体的に言うと、山本参考人の方から、我々の質問が出て、質問に答えられて、ですから、上田委員が言われるように、山本参考人にこれ以上聞く話は恐らくないのではないかと。ですから、19億9,670万円ということと工事内容、それから単価、それから面積、その分については出ているわけです。ですからこれを、じゃ、具体的に山本事務所に、この設計を委託するかどうかという、具体的な次の話、ステップになるわけですね。こないだの、これちょっと会議録もういっぺん戻してもらわな

いといけんと思うんですけども、前回の委員会では、山本参考人の方から、山本事務所の方から、それなりの範囲なり、具体的な積み上げというような議論もありましたけれども、それを踏まえて第三者機関にということで、この委員会での決定を見たというふうに、私はそういうふうに思っておりますからね。ですから、この議会でのその2号議案、山本事務所から出ささせていただいて、それで本人さんと呼んでいろんな質問をする中で、面積、金額、それから工事内容、その範囲がある程度固まったと。ですから、それを踏まえて、別にその20億でできるとかできんとかの問題ではなくして、これを第三者のどこかに、具体的に積み上げてもらったかどうかということなんです。ですから、できないとかいうことではない、こないだも山本参考人は、どこの設計事務所もできますよという話になっているわけですから、まさにそういうことでありますから、もうここでも第三者機関に、これを積み上げてもらった方がいいんじゃないかということで提案させてもらったところです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかございますか。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。今、「新」さんの方から提出されましたこの概要書について、上杉委員の方から重ねての説明がありましたので、私の方からは特にありませんけれども、私もこの概要書を見させていただいて、これ、新たな山本氏への質問ではないんだろうと。これまでの2回の参考人招致の中で、山本氏のおっしゃるこの案について、その骨格部分というものが、これにあらわされているのであろうから、今、上田委員がおっしゃるように、これ以上、この山本氏の参考人招致は、私も必要ないというふうに思います。それで、前回の委員会の最後だったでしょうか、委員長の方からも問われましたので、私もそのときに、同じ内容を、あえてこれ以上の、例えば計画案、この基本計画に諮るところまで山本氏にお願いをするのではなくて、骨格という部分さえ決まれば、次のステップに移るべきであるということをお願いしておりますし、私は、速やかに、いずれにしても上田委員がおっしゃるように、確かに20億でできるというふうにおっしゃったのは山本氏であるわけで、その山本氏のこの案をまさにこの委員会で、その正否を議論をし、そして第三者機関でそれを担保していただくということが大事なんだろうと、次のステップとしてはですね、それがより多くの市民の皆さんにも御理解いただけることかと思っておりますので、私はその第三者機関にお任せをして、そしてこの概要についてきちっと精査をしていただければ、積み上げをしていただければ、それでよろしいのかというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと20億でできると言ったのは、山本氏という発言がありましたが、20億ということで住民投票を、条例を決めてやったのはやっぱり議会だということは、くどいようですが、そこは言わせていただきます。それと、私は山本氏にさらに調査をする必要はないというのは先ほども言いましたけれども、だからといって第三者機関に調査をしてもらうという考えも毛頭ありません。なぜ議会がそこまでしないといけないのかということが、私にはいまだわかりません。本当にこれ議会の仕事なんだろうかと、住民の人がね、市民の人がやっぱりこういう委員会のテレビ中継を見たりしてやっぱり堂々めぐりしてるなという声は、やっぱり私の耳にも届いていますし、なんとか早く前に進めてっていう声もあるし、でも20億で本

当に出来るんかというね、そういう声は聞いたことないですよ、私はね。やっぱり住民投票で方向が決まった。だから、そこに向かってどうやってその実現をしていくかっていうことに力を入れて進めていってこれればいいと、そんな細かいことごちゃごちゃごちゃごちゃ言わずに、とにかくその20億で、しかもその山本氏が出されてる案がありますけれども、それに何から何までこだわらなくてもいいっていうね、皆さん忘れているかもしれないけれども、その条例案を最後まで合意をとるときに、市民の声を入れて必要な見直しをするっていうことは確認済みなわけだから、何が何でもこのとおりにやらなきゃいけないっていう案でもないとは私は思っていますので、だから、なおさら議会でなんでこれ以上第三者機関に出すのに議会がかかわらんといかんのだろうとか、すごくそういう疑問があるんですよ。そんなこという前にもっと市の方にこの仕事をしなさいっていうふうに、この委員会で議論する、言うべきじゃないのかなって私は思います。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、房安委員。
- ◆房安 光 副委員長 建物を建てるなり、改修するなり当然設計というものが必要になるわけですし、その設計について発注者の側から条件をつける、与条件というふうに言ったりしますし、あるいはその設計をするに於いての仕様書というのを、必ずこれは発注者がつくるわけでございまして、それがなくて設計にはもう基本設計にも入れませんので、それを今、議論しているんじゃないのかなというふうに私は感じております。それで、この「新」が出しました業務範囲、工事概要でございますけれども、部位の10、合計工事費の部分の一番下に設計管理費のことを書いておるんですが、これ確か、私、クエスチョンつけたでないかなというふうに、今思っているんですが、思い違いだったかもしれません。この点をちょっと前回も上田委員の方で答えをいただいたんでございますけれども、設計管理費用は告示15号で算定し、別途加算するのかという意味なんでございますけれども、これについて、上田委員の方からちょっとお話がいただければというふうに思いますので、お願いできますでしょうか。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員、お願いします。
- ◆上田孝春 委員 この件については前の委員会でも申し上げましたように、やはり別途きちっと耐震改修等々の、きちっと計画、そういったものをした上で、やっぱり別途で計上するものだというふうに私は先回申し上げさせていただいたとおりです。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。
- ◆房安 光 副委員長 住民投票における情報関連表の中に設計管理費込みで20.8億円という金額が示されて住民投票になったわけでございますけれども、じゃあ、工事費は20億なんだけれども、8,000万円の設計管理費用については未確定だという見解なんですか。ちょっと確認をさせていただきます。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。
- ◆上田孝春 委員 はい。今は未確定です。それで、住民投票を出すまでの検討会で、検討会で比較検討表に数字を入れないといけんというふうな事の中で、あそこで先回もお話をさせていただきましたけれども、総工事費の約4%というふうなかたちで8,000万を入れていったわけですけどもね、それで、あえてそのときに私は数字を示しましたけれども、それに対してやは

り 20 億に対しても 8,000 万に対しても、やはりそこで、じゃ、これでいいじゃないかというかたちで議会の議決を得たということをやはり私は重く受けとめていただきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 私は議会の議決もですけども、やっぱり市民の方に総額で 20 億 8,000 万という数字をお示ししたので、そちらの方が非常に重要な意味があるのかなと、そこに市民に対する責任があるというふうに私は感じております。前回は申し上げましたけども、またちょっとしつこいんですけども、同じことを申し上げますが、これは何で私がそういうことを申し上げるかということ、鳥取県の建築士事務所協会に依頼をして出した段階で、事務所協会は設計管理費というのは示してなかったんでございますけれども、全員協議会の席の場で説明を受けたときに、私が質問をいたしまして、確か 4 億 7,000 万ぐらいですかね、5 億近い設計告示 15 号でそうなるということをお聞きしたもんですから 8,000 万とあまりに違うと、じゃ、それが 3 億になっても 4 億になってもそれは 20 億以外の設計管理費ということで仕方がないんだよということなのかどうかということをお心配しているわけです。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっといいですか。ちょっと議事整理をさせていただきたいと思います。今のですね、設計管理費については条例案を検討する検討会の方で、工事費 20 億に対する 4 % というようなかたちで検討会の方で合意をいたしました、結果として。この点については、議員全員に承認をしたという責任っていうものがあると思いますので、その点をまず含んでおいていただきたいと思います。実は、2 日間山本参考人にお越しをいただいて、委員の皆さんからいろんな質問もいただきました。これについては、山本さんも一つ一つ誠意をもって御回答をいただいたということ、これも委員全員が確認をしたいと思います。その中で、前回の委員会の流れの中で、いつまでもこういう質疑応答をやってもなかなか次のステップにいけないということで、委員長として感じた 20 億ではどうも皆さんができないという認識の委員の方が非常に多いと、その中で 20 億の積算を、山本氏に出していただいて、これはもう調査業務になりますから、おそらく委託業務としては 500 万、700 万の世界になるだろうというふうには感覚的には思っておりますけども、そういうかたちでも 1 つの提案をして、次のステップにいきたいなということを考えて御提案をしました。その結果として、多くの委員からは、これこういう範囲でというような意見が出てこなかったということが現実、これもやっぱり皆さん認識をしていただきたいと思います。言えば、私の、早とちりと言えば早とちりかもわかりません。なんとかしなければという思いから出た提案でございますけれども、ただ 1 つ皆さん方に申し上げたいのは、山本参考人にこの 20 億の概算の説明をしていただく中で、この 3 点セットについてはできるということを 2 回にわたって山本参考人も明確に意思表示をしておられます。ただ、その中でやはり出てきましたのは、この既存の建物の体力、その他、地盤条件によってこの概算値は変動するということが 1 つ、それからもう 1 つは、この設備に関してやはり現場に直接入って専門家が、鳥取市の大規模改修等の計画も踏まえて検討しなければならぬと。それによって、設備費の費用が変動してくる。それから、もう 1 点は、先ほど房安委員の方からございました設計関連費用告示 15 号、これに準拠したかたちで提案をしていただき

い。この3つが3点セット以外で、これからも概算額が変動してくるということは、各委員も御了解をされたと、受けとめられたというふうに思います。それで、きょう、「新」の皆さんの方から提案をしていただいた文言、私も先ほどちょっと見させていただいたんですけども、質問に対する回答を書き添えておきます。これによって、だいたい免震改修、あるいは新築工事、それから、半地下駐車場ふれあい広場、これについては山本氏がお答えになった回答が書いてございます。その中で、先ほど上杉委員の方から提案がありましたクエスチョンについている部分を含めて、第三者機関で積算をしていただいたらというような文言があるわけですが、これを見ますと、上の方から行きますと、駐輪場の解体費は含んでおるんですかとか、窓を2重サッシって言われたけど、ペアガラスではないのかとか、駐輪場はどこに再整備をするんだとか、というようなそういうそのクエスチョンがついている項目が7、8つあるんじゃないでしょうか。そういうことは、私はこの基本設計に入ると言いますか、やはり鳥取市の市庁舎整備局、それと設計を担当される業者の方、やはりこれら専門家同士で話を詰めていくことだろうというふうに思います。議会がそのガラスをペアガラスにするだ、どうのこうのという、細かいところまでは、私は入る必要はないのではないのかなというふうな認識でおります。そういうことで、いろんな意見が出てくるというふうには理解はしておったんですけども、私の思いとは違って、そういう具体的な意見が出てこなかった、私の提案は間違っておったのかなという気持ちで今おるんですが、そこでいろんな委員の皆さんに、今後どういうふうに進めていくのがいいのかということで、御意見を聞いておるところでございます。はい。

◆上杉栄一 委員 ちょっと誤解があったらと思うんですけども、あえて第三者機関というような言い方をするから、ちょっと誤解があるのかなというふうに思うんですけども、具体的に言えば、前回の検討会のときのように、要するに第三者機関として県のそれこそ協会に、その積上げた数字を出させたという、そういったものとは少し私は違うのかなというふうに思っているんです。ですから、第三者機関については、具体的な金額が出て面積も出て、あるいは工事の内容もある程度詰まってきたと、そうなれば、それはこの条件を付したかたちで、要するに、基本計画というふうなところを第三者機関にもう委ねても良いんじゃないかということで、決してこの20億で出来るか出来ないかという、そういった議論はやるつもりはありません。ですから、2回参考人が来られて具体的な内容、それから、今後実際調査をしてみなければ数字は変わるということももちろんあるわけですが、ですから、これは山本参考人の20億を精査するために、第三者機関に委ねるというようなことではなくして、もう、山本参考人、山本事務所から出ておる数字なり内容なり、それから範囲なりについてはある程度出て固まっているわけですから、だから、基本計画的なものがある程度、大手のコンサルであったり、協会であったり、そういったところに委ねるべきだということでの提案ですから、そのあたり少しちょっと誤解があったらと思いますけれども、私はそういう思いできょう提案させてもらったところです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかにありますか。上田委員。

◆上田孝春 委員 今、上杉委員が言われるように、今まで議論してきたわけですからある程度の方角性というか、考え方が出たというふうに私は思っております。ですから、今まで出たもの

を含みながら、住民投票で示した比較表、さらにはこの金額、面積、数字という、そういったものを示して、さらにはこの委員会においていろんな意見が出ておるわけですから、そういった内容をまとめて、僕はもう、私自身もですよ、もう基本計画を、基本計画というものは、私はプロポーザルでも、それで私は、誰かに一番良い提案をしていただくということであれば、第三者機関でも、そこで委託をすればいいというように私は思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ということは、ちょっと確認をしたいんですけども、もう市がやるべきだということ、この委員会は一致したって理解したらいいんですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 この調査業務については、いわゆる第三者機関と言うか、第三者の要するにプロにお願いする。これは具体的に言えば、もう執行部の中に入る。それから、山本事務所もこのキャッチボール中にこれはかかわっていく。そういったかたちの中で実際に、基本計画等々立てるのは第三者と言うか、要するにプロの設計事務所になるかどうかは、コンサルになるかわかりませんが、そちらの方の中で。ですから、この内容については例えば、この中で業務内容等々については、これは、我々はそれこそ検討する事項ではありませんので、これは執行部に、要するに箱物の中に何が入るかということについては、これは執行部サイドでのそれこそ検討事項だというふうに思っておりますから、全く議会が全部、我々委員会が今日は、じゃ、それで全部終わりますよという話にはならんわけで、それなりの報告、あるいはその報告を受けたかたちの中で議論はもちろんあるわけですから。ですから、第三者機関といった基本計画等々については、やはりプロにお願いしないといけん。それは当り前の話であって、それは執行部もその中にももちろん入らないといけんわけですし、それから、山本事務所もその中のキャッチボール、今までのいきさつがあるわけですから、入らなきゃならない。それを踏まえて、それぞれの経過なりそれについては、議会、この委員会にはもちろん報告があるわけですから、それは、我々は報告を受けて、そういった議論をして前に進むということですから、議会が全く委員会がここで、我々の仕事が終わったということではないというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それはわかります。特別委員会の仕事これでおしまいというね、よく丸投げ、丸投げってこう私が市がやるべきだと言ったら、そんな丸投げはと言われたけど、丸投げというのは本当は自分たちがしなきゃならないことを誰かにさせるというのが丸投げであって、やる必要のないことを丸投げとは言わないわけで。それで、結局、6月議会のときにいろんなかたが質問されました、庁舎のことでね。やっぱり市の、市長みずからの態度が高みの見物というか、そんな感じでしたよ。しばらくは議会でみたいだね。全然市当局としては、住民投票が終わって、さあ、今度は耐震に向かって行くぞいうね、そういう姿勢になってない中で、ここでこうやって話をしたからって、はい、そうですかというふうになるのかしらという、すごくその疑問が1つのあるのと、やっぱり1つ確認をしたいのは、いろいろ議論してきました、これまでね、堂々めぐりと言いながらもやってきた。でも、それをやったおかげでやっぱりこれ

は議会のやるべきことではなかったなど、専門家ではない集団ではとてもできないなどという認識が持てたというふうに、理解していいのかなというふうに思いました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。なかなか伊藤委員の方から厳しい御意見が出てくるわけですが、我々特別委員会としてもやはり皆さんの認識は、やはり議会として住民投票を市民の皆さんに提案をしたと、この責任というのは大変大きなものがございます。その中で、今日までやってきました、山本参考人との質疑、これもやっぱり私は必要な日程であったというふうに思っております。それから、伊藤委員が言われるように、住民投票で市民の皆さんが現本庁舎の耐震改修一部増築案を選択をされた。これは市民の意思でございます。でありますから、我々議会としてもその市民の皆さんの意思をいかにいい工事として仕上げていくかというのが我々議会の使命だということ。これも委員の皆様同じ認識だというふうに思います。その中で、もう1つ申し上げたいのは、今回です、この20億の提案の中に、防災センターの機能を入れるということを1つ提案がございました。それから解体部分も含めて、それに代わる新增築案の新第2庁舎、この案も出ております。これらについて、やはり議会で提案したことがございますので、この点については、やはり防災センターの機能はどうあるべきか、あるいは新第2庁舎の機能、役所の機能はどうあるべきかということ、これは決して議会で最終決定をするということではないと思いますけれども、1つの方向性として、やはりこういう機能を第2庁舎に入れたらどうでしょうか。あるいは免震改修した本庁舎の方には少なくともこういう機能を入れた方がどうなんでしょうかということの方向性をこの特別委員会の方でまとめることができれば、私はこの特別委員会として、1つの中間報告ができる時期が来るのではないのかと、そのことによってまた皆さんの御意見を賜りますけれども、そのことによって今度は、市庁舎整備局と我々特別委員会、あるいは専門家の設計士の方との議論をやっていく中で、精度を上げていくというのが次のステップになっていくんだろうというふうに、私自身は考えております。もし私の意見がそうじゃないよ、というような御意見をお持ちの方は挙手の上、発言をしていただきたいと思います。よろしく願います。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長の言われることは、それはそれなりに理解できるところもあるんですけども、まずもって、これ今後のスケジュールからすれば、これ委員会の中でやっぱり確認事項だと思うんです。じゃあ、まずその機能の問題よりもこの20億の内容をさっき言った第三者機関というからちょっと語弊があるかもしらんけども、要するに誰かコンサルなりあるいはほかの方に委ねていく、これをそれこそ委託をして、その中でしていくんだということをまず確認をしないと、その確認をするということと、それから、あわせてその機能というものについてどうするんだということも踏まえて、この委員会の中で議論するのかな、私はちょっとどうなのかなということは思うんですけども、まずこれを初めに決めておかないと、次の議論には移れんんじゃないかなと思います。上田委員もさっきおっしゃったように、もう山本事務所、山本氏からの意見なり考え方っていうのはよくわかったわけですから、それを次のステップとして基本計画で、さっきプロポーザルとかいろいろ話がありましたから、その方向に持っていくということをここで確認をしていかないと、その確認をしている上で、じゃあ、その機能をどうするのかと、それを入れる中でそれをその中に入れ込むという話でないと、ちょっと今ど

うもちょっとファジーになっちゃって議論が。そのあたりちょっと整理していただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、私、びっくりしゃべっててもいかなので、御意見ある方、はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 先ほど、委員長がおっしゃったことも、これ次の段階になるのか、どういう段階になるのかは別として、大切なことだろうと思うんですよ。ただ、私は前回も申し上げましたように、もう山本先生は必要ないと思いますし、必要だとするんなら前回も申し上げましたが、これは見積もっている、これは入れている、これは入っていないということだけさえ山本先生に、もうはっきりしていただいたら、あとは、私は専門家じゃないですから、どういうふうに表現したらいいかわからんですけれども、基本計画なのか、基本設計なのか、伊藤委員とは若干ニュアンスが違いますけれども、そのときも、前回のときも執行部を含めてやっぱりもう検討していかなきゃいけないと思います。それから、前の第1回目か2回目も申し上げましたように、20億を住民投票、住民投票これも大事なことだと思いますよ。けれども、住民の皆さんが投票されて多くの方が支持されたというのは20億が、びた一文変わったらだめですよというようなことは絶対ないと思いますよ、市民感情として。ただ、それはあくまでもそういうふうに投票いただいたんですから、限りなく尊重はしなきゃならん性格も有していると思うんです。そこを、やっぱり上杉委員がおっしゃっていましたように第三者機関って言ったのがいいのか、プロの設計の方って言った方がいいのか、これはわからんですけれども、これ事務局も交えて我々はどこまで、次の段階には違った特別委員会ができるかもしれません、建設にかかっていきますと。それも未知数ですけども、その辺までを、やっぱりこの会で議論したら、あとは基本設計みたいなものに委ねると。それで、その中でほぼ20億前後でいけますよ。ただし、ただしですよ。これとこれとは市民のためにとっても将来の市町村のためにとっても改善の余地があることはこれとこれとありますよと、それは市なり市の当局なり特別委員会で議論してくださいと、それは前にも申し上げましたように市民の皆さんには、それをかなり変えるということになれば、約束したことは別として一定のやっぱり理解をいただく手続きが必要でしょうかって言うことは、何遍も私は申し上げています。そういうふうな手続きを踏みさえすれば、もうやっぱり山本先生には、これとこれとは言い足ってないと、仕様書的なことをもう2、3項目つけますから、それで基本設計でもしてもらったら結構ですからということさえもらったら、あとは次のステップに進みましょう。前回も私はその意見を申し上げたつもりですよ。委員長、それ以上の意見がなかったと言われましたけど、前回私はそれをはっきり申し上げますよ。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。今、上紙委員の方から御意見ございましたけれども、先ほども申しましたように、20億のこの度の提案は条例案のときに出された20億の積算根拠を山本氏に参考人に来ていただいて説明をいただいた。その中で3点セットについてはできるということを2度にわたって説明をされた。そして、ただ、出てきた問題点として先ほども言いましたように設備の問題、それから地質調査の関係によって工事費の概算が変わってくるということ。それから設計監理費、これが変動すると。この3つの数字が変動する要素はありま

すという、この3点も明確にされました。ただ、この3つの点については、先ほど上紙委員がおっしゃるように、条例案にかけた20億が1円でもオーバーしたらだめだということではなくして、条例案のときに出した根拠としてはそうなんです。その中で我々特別委員会でいろんな質疑応答していく中で、いろんな問題点も出てきました。そういうことを、上杉委員が第三者機関と言われましたけれども、私はもうこの20億の検証はこれ以上具体的な質疑をやっても、新たなものが出てくるというふうな認識ではおりません。そういうことでどうなんですか、JVっていうんですかね、公募型っていうんですかね、そういう基本設計なり、この数字も概算の数字があります。それから基本設計の数字があります。それから実施設計の数字があります。入札をした折の金額があります。これからでも数字は動いてくる。これが現実だというふうに思います。ですから、この20億を基本として、その設備の面も含めてやっぱり専門家と市庁舎整備局でやっぱりこの機能だけはどうしても入れてもらわないといけません、この設備だけはどうしても入れてもらわないといけません、という中でやっぱり積算を積み上げてもらう、あるいは図面を起こしてもらう。やっぱりそういう作業に入らないと次のステップに行けないんだろうというふうに思います。これが、私は、先ほど言いました思いからすれば、もうこの20億の検証が、私はこの2回の参考人質疑で、もう自分自身としてはもう終わったのではないのかなと、やっぱりその次には防災センターの機能であるとか、それから市の施設配置っていうんですかね、機能の面を、議論をしてそれが特別委員会として一定の集約ができれば、市サイドの方に議会としてはこういう方向性を取りまとめましたと、より具体的な作業には市庁舎整備局並びにプロの方に入っただいて、中身の制度を上げていただきたいと、こういうステップにいくんではないのかなというふうに考えております。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 委員長の今の話を聞いておりますと、非常にわかりにくいんですよね。まず1つは、防災機能で云々であるとか、あるいはどういう課を配置するかなんていうのを、我々が主体的にやるようなことじゃないですよ、こんなことは。こんなことこそバトンタッチしたあとに執行部にお任せをして、1つの案を出していただく中で、我々がよしとするか、どうするのかという議論をする話であって、この特別委員会が主体的にそんなことをやる話ではないですよ。それと、もう1つお聞きしたいのは、山本先生に対する質問をして云々ということについては、私ももう必要ないと思います。今回、「新」さんの方がいろいろな2回にわたっての議論の中で、確認をされたり、要は工事の範囲をどういう考え方で、どういう金額でできるかということをお聞きして、私は確認をしたんだろうと思うんですね。ほとんどの先生の話聞けば、あらゆる対応ができるということであったように私は感じたわけですけどね、あの金額の中で。それで、そういうことがまず前段として枠組みができたということだろうと思うんですよ。それで、次の段階に進むに当たって、基本設計であるとか、実施設計に似たような、あるいは基本計画であるとかというような言葉の使い方が非常に交差しておりますので、改めて確認しますが、これを踏まえて専門機関に出すという前提として、何をどう出そうとしておられるのか、これは上杉委員にもちょっと確認をしておきたいんです。どういうことを言うておられるのか、私は聞いてよくわからない、改めてどういう方式で出そうとしておられるのか、何を。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待ってください。今、湯口委員の方から、例えば前段で防災センターこの特別委員会で議論するっていうか、言えばどちらかという行き過ぎだみたいなちょっと発言があったんですけども、私は、防災センターというのも、この20億の中に防災センターの機能として500平米の増築分を提案をされておる、その中で私が今、市庁舎整備局の方にお願ひしておるのは、新築の計画でも防災センターの機能強化というのが取り上げておられること、だから鳥取市としての防災センター、あるいは防災の機能の考え方をまず特別委員会に出していただきたい。それで、今回の20億の中にもその防災の機能のことが入っている、やっぱりその認識をこの特別委員会の中で議論をして、市の方の新築の方の考え方を聞かせていただく中で、それだったら今回のこの20億の工事の中にもその理念、思想を入れた20億の工事にしてほしいということを、私は議論しても決してやぶさかじゃないという思いであります。ですから、市庁舎の機能についても鳥取市としては、どういう考え方をしているんですかと、それをまず特別委員会に聞かせてほしいということで、我々が我々なりの意見を言って1つの方向性が見出せれば、私は今の執行部あるいは市長が言っておられるような基本計画的な合意を取るようになるだろうと、そこまでいけば私は市の執行部の方に特別委員会としてはこういう方向性を取りまとめたというかたちで意見提出できるんじゃないか、特別委員会としての、という思いでありますから、決して委員会だけで独自に全てを決めていこうなんていう気持ちは毛頭ございませんので、その点は誤解のないようにお願いします。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 基本的には基本計画だというふうには私は思っております。ですから、山本事務所から提案があった面積、単価それから工事内容、それを具体的に精査した中でどこまで取り入れるか、これを再確認した中で、コンサルになるのか、どこになるのか、その中で、さっき機能の問題については、やはり市の執行部が入る中で、入った中で、この基本計画は作っていくべきだというふうには思っております。それから、工法等々についての細かいさっき、どこまで範囲というのは、これは20億の中に何を入れるかということについては、これは山本事務所からの、それこそ、キャッチボールしながら決めていくと。ですから、基本的には、これ基本設計ではなくして基本計画というふうには私は考えております。先ほど、機能、それから防災の内容について、この委員会の中でどこまで、それこそ入り込むかっていうことについては私もクエスチョンだというふうに言いましたけども、基本的にはやはり執行部サイドでそれは考えるべき話なのかなというふうには思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。ちょっと待つて。湯口委員。

◆湯口史章 委員 委員長、誤解のないようにしていただきたいんですけど、私の言いたいのは、防災機能500平米という提案をされたわけですね、議会は、市民に対して。議会としてはこれで十分ですよ。または具現化する中で執行部がしっかり検討される中で、我々委員会の方にもキャッチボールしていただくという、そういう進め方で私はいいのではないかとということなんです。キャッチボールする前段の中で、そこの議論云々ということよりは、むしろボールを渡したあとに、そのあたりのことは防災機能の点についても、各課をどういうふう配置していかれるのかについても、諸条件の中で検討いただきながら我々に御相談いただくということの意味ですので、誤解のないようにお願いしたいということとですね。上杉さんのお考えもよ

くわかりました。今回、いわゆる3点セットに伴う具体的な工事範囲を踏まえて、これから基本計画に移ったらどうだろうかという御意見だろうと思います。その中で恐らく基本はこれがベースになってまいりますから、この中でまず積み上げていくということが出てくるんだろうと思いますね、基本計画というものを。それで、あわせて、そういった中で、伊藤さんなんかがよくおっしゃられる市民の声であったり、あるいは我々議会サイドもそうですけども、いろいろな積み上げの中で、プラスアルファしていったらどうだというような議論も出てくるんだろうと思います。そこに移行していこうというふうにとらせていただけたらいいということですね。はい、はい。はい、わかりました。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 いろいろニュアンスの違いはあれ、ほとんど委員長も含めて、この本委員会の方向性っていうのは、もうおおむね決まっているんじゃないかと思いますので、私たちも、山本氏にお越しいただいて、2度、3度、同じ話を聞くということもしなくてもいいと思いますし、やはり、ことは市民の安全・安心、やはりこの庁舎の耐震化ということですから、やはり時間的なロスということもやっぱり十分考慮して、次のステップに移るべきだと思うし、また、伊藤委員おっしゃった、職員のかかわり、それからこの議会の責任という上からも、やはりこの専門家にこの山本氏のこの骨格部分明らかになってきているわけですから、1日も早くお願いをして、積み上げて、そこにこの執行部がかかわるとことが議会としてのやはり責任を果たすということにもなるかと思えますから、具体的にそのあたりのどういう方をお願いをしていくのか、プロポーザルなのか、私は随契でも十分許される範囲なのかなというふうには思いますが、そういったあたりの議論を進めた方がいいんじゃないかというふうには思いません。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、いろいろ皆さんから御意見を聞かせていただいて、次のステップにという話でございますけれども、どうでしょうか。

◆上杉栄一 委員 いいですか。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 具体的に、じゃどこに委ねるかという議論になるわけですし、プロポーザルみたいなかたちの中で、公募してというのも1点ありましようし、あるいはどこまで随契ができるか、例えば県の協会には知見の活用みたいなかたちでさせてもらったんだけど、恐らく県の協会は以前出している数字が、これがあるわけですから、改めての話は多分ならないだろうというふうには思います。1つは、例えば大手のコンサル、国内での大手のコンサル何社かあるわけですから、そのあたりのところをお願いをするという手も1点あるのかなというふうには思います。これを具体的に、ではどこにということになってくるとなかなか難しい問題はもちろんあるわけですが、我々としてはこの20億と3点セット、それから内容についてはもうすでにこれはある程度固まっておりますから、それを3点セットにして出して、それを基本計画として出させる。だから、1点はプロポーザルで公募するという手もあるかもしれませんし、もう1点でしたら具体的な名前を言えということになれば、今まで鳥取市におられた日本設計、ここがあれば契約以前に本庁舎、市立病院跡地のときの基本計画についてはあそこが

やられたということでこの状況もかなり精通はしておられるわけだし、鳥取、国の大手の中の1つですから、そのあたりに委ねるといふ手も1つはあるのかなというふうに思って、これはできるとか、できんとかの話ではなくして、その中で基本計画を出してくれということですから、それはそれとして、それは恐らくやってくれるんじゃないかなというふうに思います。これはあくまで私の意見です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上田委員。

◆上田孝春 委員 私は、やはりよりいいものをつくっていただくというかたちでこの金額、面積、それからいろんな条件等々を示して、やはりよりいい計画をしていただくということを求めます、追求しますので、そうするという事になれば、やはりプロポーザルで公募をして、どこかに手を挙げていただいて、そこで決めていただくということが一番公平というか、そういった面ではいいじゃないかなというかたちで、私は公募でプロポーザルで計画、いい提案をしていただくというかたちでいってはどうかという思いがしております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますかいな。はい、伊藤さん。

◆伊藤幾子 委員 すいません。今、プロポーザルだとか、大手コンサルいろいろ出てきたんですが、きょうここでそれを結論出されるわけではないですよ、と言うか、ちょっと頭を整理したいので休憩もしくは次回にちょっと持ち帰らせてもらいたいなというところが正直なところ、この件に関してはね。

◆橋尾泰博 委員長 先ほども言いましたように、特別委員会で全てを決定できるということでもありませんので、特別委員会の合意というかたちで執行部の方が予算権持っています、執行権持っています。特別委員会としてはこういうかたちで次の基本設計なり、基本計画なりをつくる作業に入っていただきたいという意見を委員会として取りまとめたということを伝えないといかんわけですから、きょう決めるような話でもありません。はい。ただ、その方向性だけは、今、上杉委員並びに上田委員の方から御意見をいただきました。やはり公平・公正という立場であれば、公募型のプロポーザルで進んでいってはどうかということの意見だったように思います。これについては各委員の皆さんも異論はなかろうかというふうに思います。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 ずっとこの議論を聞かせてもらって、すごい疑問に思っている部分があるんです。当然、後戻りする話ではないんですけども、一番最初に皆さんで確認した住民投票時の市民の皆さんに説明できる、何と言いますかね、20億8,000万を説明することができるものを、まずお示ししなきゃいけないという話、どこにいったんですかね、これ。検討は当然、次の段階にはいかなきゃいけないと思います。上田委員が言われたようにより良いものを、でもそれはあくまで我々が最初にこの委員会の中で確認した20億8,000万、住民投票時こういうものでしたよ、それであるとはこういうものがあと必要になります、次にはこういう、伊藤委員が言われたように市民の皆さんからパブリックコメントをいただいてこういうものが要ります、ただ、それはその20億8,000万以外のものですよということを出すというのが、この委員会だったじゃないんですか。私、そういうふうに理解してずっと聞かせてもらったんですけど、なんかその部分を飛び越して次のもっといいものを、もっといいものを、当然もっといいものは我々だ

ってしたいと思っています。でも、そこで、もしもここで伊藤委員は先ほど20億8,000万でできるのかというのを聞いたことがないと言われましたけれども、私はたくさん聞いています。ですから、聞いている上で議会として20億8,000万出した以上は、それを説明しなきゃいけないじゃないですか、一人一人が。それができてないじゃないですか。私は、それはずっと思っ
てこうやってきょうの議論を聞かせてもらったんですけれども、当然、我々こうやって「新」
として出ささせていただいたのは、その次のステップに入るために、この前回、前々回、山本参
考人からお聞かせいただいたものを、こういうものは入っているんだなということで、それを、
じゃあ第三者にこういうかたちで出したら20億8,000万でできるんですねというのを確認した
いという意味で出そうかという話をしているわけであって、より良いものというものはそのプ
ロセスをまったく無視して次の段階に行こうというふうに思っているんですけど、どうなんで
すか。

◆**橋尾泰博 委員長** 今、島谷委員の方からの御意見をいただきましたけど、私はそのようには受け取っておりません。今日も何度か申し上げましたけれども、この20億の質疑応答を山本参考人2日来ていただいて3点セットについてはできるということをはっきりと明言もされました。ただ、条件が3つ、不確定要素があるので、これについては今後も数字が動く可能性はありますということは質疑応答の中で問題点は明らかになったというふうに思います。私は山本参考人もプロの建築家でありますし、なら山本参考人が全然こう、間違いの積算根拠を挙げて言っ
てきておられるというふうには理解しておりません。島谷委員の思いもよくわかるんですけれども、そのことを毎特別委員会におっしゃられるという話であるならば、反対に私はこの20億でできない根拠をまず示していただきたいと。それから議論をするならするとかたちの方でないと、なかなかこの距離感というか、お互いの、詰まらんのではないかなという感じがします。そういうことでいろんな思いはあるんでしょうけども、皆さんの御意見を聞かせていただく中で、委員会の思いとして次のステップに行くためにはこの20億を1つの基本として公募型のプロポーザルで検証をしていただく、そのステップに行ってはどうかという先ほどの御意見があったわけでございます。その点も含めて、確かに説明をしないといかんというふうにおっしゃいますけども、例えば免震改修はレトロフィッティングでやるということで第1庁舎の金額としては8億4,500万ですか、そういう提示もいただきました。新庁舎、新築の第2庁舎については8億7,600万、これも出ています。それから半地下の駐車場、ふれあい広場、これが2億7,500万という数字も出ております。ですから、非常に第1号議案のように、新築の市役所72億1,000万、こういう提示ではないわけですよ。それで、この数字の中でいろいろ皆さんの御質問を聞いて、それについて山本さんから一つ一つお答えもいただいている、そういう流れの中で、ある程度、工事の工法なりそういうもんもある程度、理解をしていただいているというふうに、私は認識をしておりますが、違いますか。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 全く違いますね。毎回毎回と言われますけれども、毎回同じことを聞いているようなことは1回もないですよ。あくまで参考人にも、具体的に言えば第2庁舎のときでもそうだったじゃないですか。免震でまず積算されているのを制震にされているという、その考え方とかそれが変わっていたり、いろいろ我々が疑問に思っていること、最初のやつが全然

答えがない上に新しい、

() いや、これに書いてある。

◆**島谷龍司 委員** いやいや、だからそれが、説明がわからないから、そうじゃなくて、根拠、できる、できるという言葉はいくらでもできますよ、それは、それ、全然根拠を出してないじゃないですか、具体的な。ですから、我々が今回「新」としてこうやって出させていただいたのが、そういうことがあるんで、皆が理解できるようにこうやって第三者に出してどうですかということを我々としては出しているわけで、さっき言ったように、そういうプロセスを飛ばしてもっと良いものを、それは、あくまでプロセスを踏んだ上で、上田委員が言われたようにプロポーザルでもっと良いものを、それは私たちだってそうやって思います。でも、やっぱり今回出させていただいたのはその20億、これは、一番最初の上田委員もおっしゃられたその20億8,000万というのを市民の皆さんにお示しするんだと、これは皆が確認したじゃないですか、それは。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** より良いものというのは、金額を上積みしてより良いものを作るという意味じゃないんですよ。20億という、住民投票に示した20億の、示した数字でより良いものという意味ですから。だから、より良いものをつくるために、住民投票にかけた20億上がるというふうなそういった市民に対して、間違っただような考え方で僕は言っていませんからね。だから、20億に対してより良いもの、20億のもの、同じつくるにしても20億という住民投票で示して、住民投票で2号案が決まったわけですから、その中でより良いものをつくるためにプロポーザルをというの意味ですからね、誤解のないようにしてください。

◆**橋尾泰博 委員長** 島谷委員に申し上げますけれども、今、1つのその新第2庁舎を、例えにして御質問されたわけですがけれども、先日の山本参考人の説明でもございましたように、今から建てる工法を決めてしまうと、縛りを入れるということにはかえって問題がありますよ。というのは、先ほども言いましたように、例えば地質調査、1つまだできてないわけですよ。これは、基本設計に入る段階で地質調査をするというふうに市庁舎整備局も言っております。その地質調査の具合によって工法が変わるということも考えられます。それと、構造解析をしていくということで、例えば本庁舎についても常時微動震動なり、あるいはそういう調査も入ってくるんでしょう。そういうことも含めて、本庁舎は免震工事をやるということで決まっていますよね。それで、新第2庁舎も免震工法にするという方法もあるし、耐震という方法もあるし、鉄骨という方法もありますよ。それを言われたのは、両方免震工法にすると、渡り廊下をつないでその揺れが相反する方に揺れたときに問題が起こる。それから、鉄骨をすることによってスパンが広がる。それは、いろんなこれから調査をしていく中で、その条件のもとで一番いい方法を考えて設計しましょうということですから、こういう話は、今するとか、今できる話ではなくして、基本設計とか、そういう段階で決めていく話ですから、それを今から免震だったのに、今度は制震工法になっているという、そこを取り上げてああだこうだということでもなしに、やはり1つの工法もいろんな条件の中でベストなものを選択して設計をしていこうということですから、この点を理解をしてやっていただきたいというふうに思います。

はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 上田委員の話は理解しました。20億8,000万の中で良いやつをプロポーザル、これは、当然だと思います。これは、理解させていただきました。ただ、委員長がおっしゃっていた、私、そんな堂々めぐりの議論をしようという話じゃないんですよ。だから、さっき言った一例というのは、我々が聞いていたことに対して、その一番最初の話の聞いた答えがきてないから、しっかりと話をできるその第三者機関に出したらどうですかという話でこうやって「新」として出しているわけですから、堂々めぐりをしているわけじゃないんです。だから、堂々めぐりじゃないって言っているじゃないですか。おかしいじゃないですか、それ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 島谷委員が市民に対して、約束した20億というものをやはり説明がつくようなかたちでやはり出なかったらというその考え方、その思いは、私はね、この20億で3点セットをプロポーザルにかけてそれが出てきたときに、これでできますよというかたちで市民に、私は説明されればいいじゃないかなという、その時点でね。これがプロポーザルにしたって20億が上がるものではないわけですので、20億というものがプロポーザルでかけて、それで出てきた時点でやはり十分説明する時期があるんじゃないかなというふうに思っております。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** はい。委員長に対して、私、大変失礼なことを申し上げるかも、ようなことを言うかもしれませんが、委員長のこの御主張もあろうかと思いますが、委員長と委員とで議論をしてもこれはちょっとやはりどうなのかなと委員会運営上ですね、私は必要ないのではないかなと思いますので、いずれにしても、先ほどの上田委員のより良いものという、その表現がどういうものなのかということ私たちも理解しないとやっぱりいけないと思うんです。それで、当然、上田委員がおっしゃるように、この20億の範囲内で、そして、この市民に納得いただけるそういうものをつくり上げていくという、この辺が基本線だと思うんですけども、この委員会をご覧になっている市民の皆さんが、より良いものというのが先ほど上紙委員がおっしゃったように、その金額が上がるということではないということ、まず、それは、お互いの共通理解ですし、ただそのより良いものというのが、山本氏が参考人で来られた折に、20億が決まればそのあとの中身はどういうふうに、この積算の機能面も含めて操作があってもいいというものではないということが前回の委員会で確認をされて、そして、この2号案に基づいて、この20億の議論をしよう。そして、最終的に委員の共通理解として、その骨格部分を確認をすれば、先ほどのちょっと議論に戻りますけれども、次のステップに行くべきなんだということで、一応しておるわけですから、もう少し議論の内容を、今、どこに、要はそれを求めていくのかということまでようやくたどり着いたわけですから、そこにちょっと議論を元に戻していただいて、休憩を挟むなら挟んで、そして、できればきょうこの委員会で方向性だけはやっぱり決めていきたい、伊藤委員には申し訳ないけども、やはりいつまでも先延ばしにできる話じゃないと思いますから、できればきょうの委員会で方向性だけでも決めていただければと思います。

◆**上田孝春 委員** 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 桑田委員に申し上げます。より良いものというのは、やはりプロポーザルに出してそれぞれの設計業者というか、設計者によってやっぱり提案型のプロポーザルをしていたかどうかということになると、それぞれ僕なら僕、島谷さんなら島谷さん、桑田さんなら桑田さんがそれをするとすれば、うちの設計事務所だったらこうやるという考え方、いろんな考え方があると思うんです。ですから、そういった中でより良いものをしていただくという意味で申し上げておりますので、そこを誤解のないように聞いてください。

◆橋尾泰博 委員長 はい。各委員からいろいろ積極的な御意見をいただいております。1つの方向性として、プロポーザルというかたちで進んでいってはどうかという意見がございますけれども、審議も長くなってまいりましたので、少し休憩に入らせていただきます。今が43分かな、ということでございますから4時15分まで30分間休憩をさせていただきたいと思います。4時15分に再開をいたします。

午後3時43分 休憩

午後4時15分 再開

◆橋尾泰博 委員長 失礼をいたします。それでは、特別委員会を再開をいたします。先ほど、休憩に入りますまでに、今後のステップとして随契でいくのがいいのか、あるいは、公募型で業務委託するのがいいのかというお話でまだ結論に至っておりません。各委員の方から御意見をいただいて、意見集約を図ってまいりたいと思います。どなたからでも結構でございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今後の方向性について上田委員の方からプロポーザル、提案型はどうだろうかという、そういった提案があったんですけども、まさにこの第2案については、具体的な提案があって、それから事業費も決まってあるいは内容も決まった中であるわけですから、改めてプロポーザルで提案型で業者を選ぶということについては、これ、すぐわないのかなというふうに思っているんです。もう、上限の20億というのははっきり決まっているわけですし、内容も中身も決まって、あえてこのプロポーザルで提案型にする意味というのが、どこに何があるのかなというふうに思うんで、私はこの提案型については、今回の分についてはなじまないというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、そのほかありますか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 さっき上杉さんが言われたように、金額も決まって中身もある程度決まっているんだけど、これだけ議論をした中でやはりそれぞれが皆、思いがあると思うんです。ですから、公平性という立場の中で公平・公正な、市民に対してもこういったかたちで公平・公正な立場で公募をしたというかたちがとれたら市民にも理解がいただけるんじゃないかな、納得していただけるんじゃないかなという思いがしたものですから、提案型でという、公募でという話をさせていただいたわけでして、これがどういったかたちになるかということはこれから先も議論をすればいいと思いますけれども、とりあえず私が提案型と、公募型という話をしたの

は、これだけ議論をして市民も非常に興味を持っておる中で、随契云々というよりはむしろ公平・公正という面において、誰もに納得していただくためにはそれが一番いい方法かなという思いで公募型で、というかたちでちょっと話をさせていただいたということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかございますか。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 上杉委員と同じような意見になるかと思えますけども、確かに3点セットというかたちで1つのプロポーザル的な提案を受けて、我々は住民投票をやったということでありますので、これ以上何をプロポーザルで提案を受けるのかという部分もありまして、技術的なことは多少あるかもしれませんがね。免震の工法でも一番安くついて、この建物が稼働し続けられるような方法があればまたそれはそれとしてということはあるかもしれませんが、全体のこう、スキームから言うとやはり一定のそういうような方向が出ていますので、全く新しい提案を受けるというわけにもまいりませんので、だとすれば、やはりこの鳥取市の現状等々を一番熟知している、そういうところで、なおかつそれなりの総合設計事務所さんみたいなところで随契ができれば一番いいかなという感じがしますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 はい。随契かプロポーザルかと言われればプロポーザルがいいと思います。それと、何をさらに提案してもらおうのかという御意見もありましたけれども、結局、今の状態では市民の声が全く入ってないわけですね。だから、私の頭では、そのプロポーザルにかける前にやっぱり市民の声を集めて、それを踏まえた上で提案してもらえばいいんじゃないかなと思ったんですけど、やっぱり市民の声を入れるというのが、タイミングの問題だということをこれまでの委員会でも何度か言われたことがあるんですけど、タイミングを外せば本当に入らないということになると思うので、私は市民の声も踏まえてプロポーザルをすればいいんじゃないかなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、伊藤委員がプロポーザルを受ける前に市民の声をということはありますけども、これまでの市議会におけるさまざまな事業執行におけるパブリックコメントのかけ方を見ましても、やはりそういうので提案を受けて、そしてこのパブコメをかけていくという、やっぱりプロセスは間違いではないと思いますし、そのことを御理解いただきたいというふうに思いますが、それと、私は先ほどの委員会の中で、できれば随契というやり方もいいのではないかとということを申し上げましたけども、確かにこの公正・公平な立場で、よりいいものを上田委員、言われるように、このプロポーザルで提案をされるということもそうなのかなと思いますが、しかしながら、検討会で市民の皆さんにとって最もふさわしい、鳥取市にとって最もふさわしい提案を山本氏が行われたという過程を考えれば、あえてここでプロポーザルをかけていくというのは、やはり二重のやはり考え方、議論になってくると思いますし、随契でもってその山本氏の20億の提案について検証を行っていくということがやはり市民にとっては一番わかりやすいし、公正・公平ということになるのではないかなというのが私の意見です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 プロポーザルにかけるということはよりいいものをつくっていく上での1つ

の段階であって、いいものをつくっていくためには市民の声は欠かせない。それで、パブリックというのは確かに大きな事業をするときにはあらかじめできてからどうですかと聞くのがこれまでの通常のやり方だけれども、そういったかたちではいけないということは言ってきたつもりなんですけどね、そんな1回やそこらかけたっていけんと。やっぱり山本氏が来られて6月14日に話をされたときも、どういう段階で入れたらいいんかと聞いたら、やっぱり構想の段階でだと言われましたので、だから、私はやっぱりプロポーザルに出す前に、ちゃんと市民の声を聞くような仕組みをつくって、それからかければいいと思うんですよね。それで、新築の基本計画を市の方が作っておられたときも、やっぱりそれを作るにあたっては声を聞いておられたと思うんですよね、説明会を開いたり何やかんやしてね。それが今、全くない中で、というのはおかしいなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 今回の議論は、先にも出ましたけど、それは次の段階なんですよ。この委員会のまずやらなきゃいけないことは20億8,000万という総額を示して、3点セットですよということを市民に問うたわけで、ところが検討会でその内容の議論が十分にできていなかったということで、じゃあ20億8,000万の中身はどうなんですかと。8,000万は設計監理費ですよと、20億の中身はこれ、これ、これで平米幾らでという平米単価は示されていますけど、内容が全く示されておらんわけで、そのために山本参考人にお出でをいただいて、我々がどういう範囲をお考えなんだろうかとということをお尋ねしたわけですね。それで、段々と中身が出てきた、相当程度。それでその20億8,000万でそれが果たして可能ですかと。あるいは私もずいぶん聞きましたけど、技術的なことはどうなんだろうかと。それで、山本参考人は設計図書も見ておらん、現場も見ておらんという段階であの20億ということを示されたわけでして、それを、実は地下室、地下の機械室を見たらこうであったと。だから、空調機は外に出さなきゃいけないよとか、あるいは今風のヒートポンプ式の分散型のエアコンにされたらどうだろうかという新しい提案をされてきたわけですよ。その提案に対して、いや、それは余分なことだと、まだ後のことなんですよと。最初にお示しになった20.8億の中身の検証をして内容を決めて、これだけのものですよということを市民にわかるように示す必要があるから、ここまで議論してきているわけで、パブリックコメントあるいはプロポーによってどういう提案が出てくるか、それちょっとやってみたらどうかというのは次の段階です、当然のことながら。20億8,000万ではできんけど、パブコメでこういうことが出てきたんで、これはぜひやりたいと、なら、やりましょうかと。それをすれば4,000万余分にかかりますけどやりましょうねという、それは後の問題なんですよ。20億8,000万、中身を決めて、じゃあ本当にこの工期でそういう技術的なクリアもできて、できるのかということを確認をして市民にお示しをする作業を、どういうお願いの仕方をしていいんでしょうかということの議論が今、なされているんだというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 そこが私の認識と大きくずれているところでね、要はこれ結局検証のためにどうするかという議論ですか、今、その20億の。休憩に入る前は、そうでなかったように私は

理解しているんですけど。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。房安委員。

◆房安 光 副委員長 私と伊藤委員の認識がずれているとか、ずれてないとかというのはどうでもいいんです、それは最初からずれているんですから。そういうことよりもこの委員会が何のためにできているのかと、何をしなきゃいけないのかということをおしあげているわけですね。それが、今議論になっているほんとにプロポーザルによる方法がいいのか、随契による方法がいいのかという議論を今しているわけですので、認識のずれを議論しているわけではないんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、何のためにプロポーザルかけるのか、随契を結ぶのかっていうことでしょ。それが20億で出来るかどうかということをおしやく調べるために、どっちの方法がいいかっていうことを議論しているんだっていうことをおしやくしたいんでしょ。

◆房安 光 副委員長 それを、中身を市民に示す。内容を市民に示すことがまず必要なので山本参考人にもおしえていただいたというのは、そういうことですよって言うているわけです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、それはわかっていますよ、山本氏から説明を2回も受けたわけですから、それはわかります。それで、その随契かプロポーザルかっていうふうに出てきているのは、先に進むために提案されていることであって、今のを聞いているとその20億の精査のためにしか聞かないんですけど、違いますか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安 光 副委員長 ですから、山本参考人におしえていただく前に申し上げましたけれども、検討会の中で20億8,000万の中身の議論が十分にできていないまま、それは合併特例債の期間の問題があったわけですけども、それを市民に十分におし示できないまま住民投票が実施されたという経緯があるわけですね。だから、その中身を、山本参考人を招致すべきかどうかという議論になったときに、それはぜひともおしえていただかないといけませんよと、その中身をお尋ねしないといけませんからという経緯があったわけですからね。ですから、こういう内容ですよということを市民におし示して、この内容でできるんですよという精査検証もしてね、それでこれでやりましょうかということになって、それで、さらに市民の声を聞いて、それよりもっとこういうものが欲しいとか、あるいはそこはなくてもいいからこっちが欲しいとかということがその後に出てくるべきであってね、次の段階の議論じゃあないですか、それはって言うているわけです。まず、最初にこの委員会がしなきゃいけないことをしなきゃいけないということをおし上げております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 何かちょっと休憩前とちょっとまた議論が、ちょっと違っているように思うわけですけども、先ほど、房安副委員長が、住民投票にかけるのに20億を十分精査できてないまま住民投票にかけたという、このちょっと発言はね、僕はいかがなものかなというふうにおし思うわけです。でも、そんなこと言ったら市民に対して大変失礼な話になってくるというふうにおし

私は思うわけです。住民投票は、議会全員一致で、これで行くというかたちで十分この比較検討表をするときにもね、十分議論したわけですね。そうした末にやはり20億と1号議案2号議案の比較検討表に数字を入れて示したわけですね。検討会では、この数字を入れる問題でも、入れずにいこうとか、そういったところまで議論があったんですね。それで、ほんとにそういった議論を踏まえた中で、やはり75億8,000万、1号議案の数字、そして2号議案の20億8,000万、この数字を入れていこうというかたちで比較検討表をしっかりと作ったわけですね。これはさっき言ったように、何回も同じことを言いますが、全会一致で決めた数字なんですよ、これは。それで、議会が全会一致で決めた数字を市民に対して示して、住民投票したわけですからね、ですから、今ここになってから20億がその十分議論されてなかった云々ということは、私はちょっと今この時点ではもう言うべき問題じゃあないというふうに、私は思っております。そういったことを踏まえながら、やはりこの特別委員会が前に進むためには、先ほど休憩前に入ったようなかたちで、やはりこの20億、工事費20億という3点セット、これをしっかりとできるようなかたちでのやはりその随意契約、その契約の話も出ていたし、プロポーザルという話も出ておるんですけどね、そういったかたちでやはりしっかりと前に進むようなかたち、我々は要するに20億という、何回も言いますが、20億というものを市民に対して示したわけですからね、これでやはり事業をしていくということが基本になっておるので、そういったことを踏まえてやはり前に進む話を、私は議論していただきたいなというふうに思います。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。そのほかありますか。はい、房安委員。
- ◆房安 光 副委員長 上田委員のおっしゃることもよくわかります。ただ、その20億8,000万円の内容についてね、検討会で十分な議論がなされていなかったと、それをここで山本参考人に来てもらって、その中身を聞きましょうよと。出ていたのは、例えば設備の改修には平米当たり何万円、これで済むでしょうと、それで、免震についてもその使いながら出来るんですよと、機械室なんか1つもいろう必要がないというふうにおっしゃっていた。ところがそうではなかったんですね。現場を見たら、あるいは設計図書を見たらこうであったと、それは構造解析の結果を待たないとわからないとか、そういうことがいっぱい出てきたわけですよ。だから、それで僕は言っているわけですね、議会が市民に対しての説明責任を十分果たしてないんじゃないかと、その中身がわからないというのがやっぱり多くの方が疑問に思っているわけですし、それをこの委員会でそれを議論をして、参考人にもおいでいただいてお示しをして、中身を示す必要がありますよと。そのために議論のたたき台は、住民投票のときに出された情報関連表なり、そういう山本浩三氏が示した資料なり、そういうものでありますよというのが議論のたたき台ですと、わざと決めたわけですからね。決めたというのはそういう経緯があるから決めたわけですから、私はやっぱり休憩前に島谷委員が言いましたが、やっぱりその基本を忘れてはいけないと思うんですよ。ですから、おっしゃることはよくわかりますけど、それは次の段階なんで、プロポーザルであるとか、ああした方がいいこうした方がいいということは、伊藤委員もいつもおっしゃるように、それは市民のパブコメも入れてやればいいことであって、まず、最初にしないといけないことをするためにプロポーザルがいいか、随契がいいかということ

をこの場で今議論しているんじゃないのかなというふうに感じます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 やっぱり、休憩に入る前の議論と変わっています。おかしい、うん、すごくおかしい、うん、変わっています、変わっています。だって、休憩に入る前に、島谷委員の方からももとのこの委員会への出発のことを言われたんですけど、私はあれを聞いていて、上杉委員が言われたことと島谷委員が言われていることはどうも違うんじゃないかなあと、「新」としてこれを出されたけれども、どうも2人の言っていることはなんか違うんじゃないかなあと、休憩に入ったんですよね。そしたら、なんか休憩に入って再開してみたら、とにかく20億の検証をしないとあかんというようなことで議論が進んでいる、これは絶対おかしいと思います。そこの議論にはなっていないと思います。その基本計画そういうものをどこかにね、市も絡ませてどっかの業者っていうか、そういうところに出したらどうかっていうようなことで、休憩に入ったと私は理解していたんですけど、違うでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 議論、休憩前の中で、具体的にプロポーザルか、あるいは随契かという話が出ておりましたね、それで、プロポーザルの場合は、いわゆる提案型ということであるから、今まさに3点セット20億、それから内容については、もうすでに提案をしているわけですから、このプロポーザルについては、じゃあ、何をプロポーザルするんですかということなわけなんです。ですから、今後の方向としては、要するに今出ているその3点セットについて、山本浩三事務所については、もうこれ以上聞くことはないということだから、それに代わる、前回もありました第三者、その第三者が、いわゆる随契の中でどこになるかということ、プロポーザルということについては、これはなじまないということで冒頭に話したところです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 この委員会の議論は変わっていません、休憩前と休憩後と。委員長も冒頭からプロポーザルなのか、随契なのか、議論をということでスタートしていますからね、なにも変わっていることじゃないけども、伊藤さんが、そこでパブリックコメントっていうような話が出てくるからおかしくなっているんですよ。パブリックコメントと云って、今回の住民投票以前に伊藤さんだって随分多くの市民の方と語らって、今回の2号案のことについても、随分情報も提供されたでしょうし、それで、そうした、「結」さんもそうです、それで、2号案についてさまざま車にも乗られてマイクもとられて、それで、またこの小単位の会合もとられて、随分そういうこの市民への周知もしてこられたでしょう、それが1つのやはり市民に対する説明だったと思うんです、伊藤さんの。それを受けて、住民投票で今回20億の決定になったわけだから、それについての不十分、不十分という言い方は失礼かもしれないけども、それを今回私たちはこの特別委員会でもって検証して、そして1日も早くその耐震改修の議論を進めていくと、市民の選択をした20億の検証をして、すみやかに耐震改修を行っていくというのが私たちのいわゆる責任なわけですから、そのあとの具体的な機能面についてのパブリックコメントは、そのあとの話ですよ。まずは、今、委員長が言われるようにパブリックコメントなのか、もう山本浩三さんの基本線は出ているわけですから、それを検証するためのその第三者に、専

門家に対して委託をしていくのか、それとも提案の上にさらに提案を重ねていくということをしていくのかという、今、議論になっているわけで、それで、私はその提案の上にプロポーザルってことはあり得ないだろうということで、随契でいけばいいという話をしているわけです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 御意見いただきましたけど、そうやって説明されても私には本当に議論がすりかわっちゃったっていうか、休憩後に本当に変わっちゃったなということしか言えません。それで、パブリック、パブリックって言われるけれども、結局その市民の声を入れて必要な見直しはしますよということで、最終案まとまったわけじゃないですか、これ議会の総意ですよ。それを含めて確認したわけですからね、それで、そういうことをわざわざ確認したわけなので、私としては、おきまりのようなパブリックではなくて、本当にどうやったら、そりゃすべては組み入れることは難しいとは思いますが。だけど、やっぱりいろんな声挙げてもらって、それをどうやって1つでも多く、その所在地の耐震改修案に反映させていくか、それは本当に時間のかかることなので、その次だ、その次だって言われていたら本当に入れる間がありませんでしたって、言われかねないなと思って言っているんですよ。だから、私とその市民の声を入るとかって言ったことが、なんかおかしい、議論がおかしくなった原因だと言われたけれども、いや、私はそうは思わないし、それよりは休憩後にすりかわったということがすごく私にとっては不満です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 先ほどから伊藤委員の話で、市民の声を聞いて見直すと、これ当然見直すことは必要です。市民が必要な機能、あるいは防災面で、今まで最初に提案していたよりもっと安全性を含めるために必要な見直し、当然必要です。でも、その言葉の意味として考えてみたらわかると思うんですが、見直しっていうのは、まず元があって見直すわけですよ。その元が今の段階で出てない、市民に対して示されてないっていうことがあるんで、今こういう議論がされてるわけであって、見直しっていうのはあくまでその次の段階、先ほど、房安委員あるいは桑田委員が言ったように、当然パブリックコメント市民の声を聞く、ただ、その段階としてまずその元になるものからの見直しがあるわけであって、まずその元を今検討しましょうよという話でやってると思うんですけども、ちょっとおかしな話になっていると思うんですが。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 はい。休憩後で、このちょっとおかしっていうか、話がかみ合わんっていうか、ちょっと理解ができんっていうのは、20億の検証だという、その言葉の意味ですが。最初、上杉委員が休憩前のときの議論の中で、検証という問題は20億というものはもう決まっておるんだと、それを基本にして比較表も出ているわけだから、それに沿ったやっぱりものをしてもらうんだという考え方なら若干は理解がつくんですよ。だけど今、房安委員が言ったり、島谷委員が言われるようにね、20億を検証するんだというかたちになると、なんか言葉の受けとめ方っていうか、そのお互いのその共通の認識をしていかないといけんのは、そこだと思うんですが。20億を検証するそれができるかできんか検証するというふうなことに、受けとめられるわけですが。ですけど、20億というものは山本さんは2回も参考人招致をしていろいろと議論をして

きた経過があるわけですから、ある程度 20 億で 3 点セットができるという 1 つの考え方を示してもらったわけですからね。だから、最初の休憩前に入るときこの委員会が始まる冒頭に、上杉委員が言ったように、20 億を 3 点セットでこうしたかたちでできるという、その基本的なもので、その業務委託っていうか、していくんだという考え方ならわかるけど、なんかその 20 億を検証する云々という言葉が最初に出てくるから、その辺で受けとめ方がちょっとあるんじゃないかなというふうに、私自身もありますし。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。上田委員の検証っていう言葉にちょっと引っかかるという話があったんですけど、私は検証っていう言葉にこだわるわけじゃないんですけども、最初に、休憩前に言ったように、市民に対して説明できるその 20 億 8,000 万だったら 8,000 万で、こういうものを提案しましたよと、住民投票時点でね、それをまずお示しするために今回のこういうことを出したらどうですかという話で、「新」としては出している。ですから、検証ではなくて、さっき言ったように 20 億 8,000 万、設計料も含めて 20 億 8,000 万というのを、金額として全会一致で、出しているわけですから、その具体的な内容を、じゃ皆さんにこういうものでしたよっていうことをお知らせしようということで、今回出したらどうですかという提案を、「新」として出しているというふうに、私は理解しているんですけども。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 上田委員が言われたように、20 億それから 3 点セットその中身については、もう 2 回参考人を招致をして、理解をしているというふうに思っております。まさにこの 20 億、参考人もどこの設計事務所に出してもこれは 20 億で絶対できますよっていう話であるわけですから、ですからこの 3 点セットについて、いわゆる業務委託ですわね、検証っていうかたちが非常になんかちょっと不信感を持つての話だろうというふうに思っておりますけれども、できるという前提の中でこれを業務委託をして第三者にそういうことを委ねるといのかたちのもので、私はいいというふうに思っております。ただ、それがプロポーザルではやはりどうもこの分は、そぐわないのではないかということなんです。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 だから、その 3 点セットについての業務委託っていうことは、要は 20 億の検証になるわけでしょう。違うんですか、そのようにしかとれないんですけど、私。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 本来なら提案者が、具体的なそれこそ内容まで提示をして、積み上げた数字で、これでできますよというところの、ところまで上げるのが本意でありましょうけれども、やはり議会の中でのいろんな議論があって、公平・公正、検討会のときにもありました、要するに、じゃあ、どこに委ねるのかと、その出た 20 億 8,000 万円を検討会の時点で、それを良とするかということになるとそれはできないと。ですから、第三者に、どこかに委ねようということ委ねたわけです。本来ならば、山本事務所から具体的な数字も全部積み上げたかたちで 20 億 8,000 万円というのが出たかもしれないけども、じゃあ、それでいいのかということになると、この委員会の中では、それは、それでは、そういうかたちでは駄目ですよということが必ずこ

れ出てくると思う。ですから、その20億8,000万円、それから3点セット、その内容について、これを要するに第三者の業務委託をして、そこで積み上げていただくということなんです。だから、検証と言われれば検証かもしれんけれども、具体的に言うと、その積み上げたものを出していただきたいということなんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 同じような議論になるかと思えますけども、いずれにしても、今回2回にわたって山本先生の方から説明を聞いたわけですよ。それで、そのやはり一番大きな部分で言いますと、やはり今回先生が示された20億8,000万の、いわゆる枠組みの内容について説明をいただきましたかったというのが一番大きなことだったんだろうと思うんです。確かにその単価の部分においては、いろいろ皆さん御意見あります。それで、これはいずれにしても、我々しょせんは素人ですので、金額が高いのか、安いのかというのは、なかなか判断しえない部分でしょう。それで、その部分においては最終的な、具体的に進める上でそういった第三者機関の方へお願いをして、20億8,000万なる考え方の下に立って、積み上げてもらい、1つのかたちづけをしていただくということでそれを持ってして、執行部の方にバトンタッチしたいなというのが私の気持ちでして、そこで、その基本計画になんですか、何になんですかと聞いたのは、その20億8,000万なるものの、いわゆる基本的な考え方を、要するにベースにしてかたちづけさせていただくと、それは予算も含めてと、ここについては、やはり第三者の方の方がより公平性も担保できるだろうと。当然その提案者というのは、そういう自信があって、そういう提案をしておられるわけですから、ここに来てできませんなんていうことはないわけです。その部分をしっかり確認を取るというか、意味も含めてですけども、今回の2回にわたって枠組み、そして、最終的には第三者の方で、その部分を積み上げていただいて、一定のかたちを示していただくということで、私はいいんだろうと思うんですね。その上で言えば、いわゆるオーソドックスな基本設計を、例えば新築移転のときのように提案型で、こうプロポーザルでやる云々というようなことではなくして、むしろ随契のようなかたちでやられた方が、もう中身についてもかなり枠組みが決まっていますので、全く違った提案を受けるわけにもいかんわけですし、そういう意味で、随契でそういう作業はやっていただいたらいいんじゃないかと。それで、最終的に執行部に渡した時点で、基本になるようなものをきちっとまた積み上げてやられるでしょうし、あるいはそこで当然、伊藤さんが再三言われるような市民の声を聞くようなシステムをどんなふうにも組み入れるか、これはもうパブリックコメントだけでなく、私はいと思いますよ。時間が許せば、ワークショップのようなものも作って、そういう中身を再度詰めていく。そういう作業も1つの方法でしょうし、それで、それはいずれにしても、その段階から始めていくということではないかと私は思うんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上田委員。

◆上田孝春 委員 さっき湯口委員の方から20億という、こういったものについて新たなものが出てくるわけじゃないという1つの話もあったわけですけど、僕は老婆心と言ったらおかしいけれども、今さらそんなことをまた言わんでもいいわというふうに思うかもしれませんが、僕は、検討会だったのかな、検討会でなしに代表者会だったのか、このときに20億の検証とい

う話があって、一応これ、第三者機関に検証をお願いしようというかたちで業務委託をやったわけですね、業務委託を。それで、やったところが契約内容とは全く違う別のものが出てきたという経緯があるから、そういったものが出てくるようなことでは駄目だということをあえて私は申し上げたいというふうに思うわけです。あのときは、20億を検証すると言いながら、もう新たなものが出てきたというかたちで、そういった経過があるから、そういったことが再びあるようなことがあってはこれは駄目だしね、住民投票にかけたものですからね。やっぱりそのことをちょっと申し上げておきたいなというふうに。だから、湯口さんが新たなものが出てくるわけじゃないと、住民投票にかけたもので20億というものでこうしたんだから、第三者機関にかけても新たなものが出てくるわけじゃないというふうに言われたから、それである程度納得するんだけど、やっぱり今、過去の経緯の中で、20億を、繰り返し言いませんけれども、20億を検証するというふうなかたちでいって、37億なんぼという新たなものが出てきた経過がありますから、そういったものがあるってならんということだけを申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 上田委員、私は鳥取県の建築事務所協会の名誉のために改めて言わせていただきますけど、何もあれは契約違反でも何でもなかったわけですよ。監査請求もされて結果も出た。異議申し立てがあれば1カ月以内にされればいいわけで、この公なところで、そういう発言は、私は謹んでいただきたいですよ。検証論だったのか、実現可能だったのかということ、これは別として、それは失礼ですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございました。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今の上田委員の発言については、検討会においてはやはり今回、特別委員会で2回参考人招致をして、ここまで骨格の部分を積み上げてきましたけども、その検討会の中ではそれがやはり前に進まなかった、双方にそれは新築論、それから耐震改修論、双方のやはり議論がかみ合わない中で建築士事務所協会もなかなかそこまでの検証をすることができなかったというのが事実なわけだと思います。ですから、今回ここまで時間を、この特別委員会も第8回です。山本氏からの意見聴取、参考人の意見もお伺いをしてようやく第三者へのこの業務委託というところまで進みましたから、しかしながら、その山本氏の骨格がわかった以上は、第三者の業務委託をして、それで、その環境が違いますから、検討会と今回業務委託をする環境が全く違いますから、そこで出てきた内容については、私たち委員全員がしっかりと納得をしていく、そこをお互い確認をしておかないといけないというふうには思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 はい。今、桑田委員が申し上げたのと同じ考えです。前回の検討会のときには、まさに1枚のペーパーで協会がそれを積み上げた数字であったわけですが、今回の場合はかなり、いわゆる仕様書なるものについては、かなり細かいところまで出ているわけですから、これで業務委託ということになったときに、数字が、これが変わる話には私はならんというふうに思っていますし、これは特別委員会の中でも、これはもう一応、確認事項でありますので、それで出てきた数字が、いわゆる事業費がどんと変わるということは、私は考えられないとい

うふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。今、それぞれの委員の皆さんから御意見をいただきました。その中で、まだ発言のない、今は随契にするのがいいのか、プロポーザル契約にするのがいいのかということで、今5人の委員の方からは意思表示をいただいたわけですが、あとの方で、上紙氏はどうお考えでしょうか。

◆上紙光春 委員 はい。だいたい皆さんから意見が出ておりますので、あえて申しあげなくてもいいと思いますけども、私もやっぱり取り方によっては正しいかもしれませんが、今回のケースはプロポーザルというのはなじまないと思っていますよ。すでに山本先生ね、2回来ていただいたということだけでなしに、結構仕様書的なものを総括的な枠組みはがっちり示していただいていると思っています。それで、これに基づいてやっぱりプロポーザルで、じゃあ、またプロポーザルにしたらね、免震というのが耐震になったらおかしいじゃないかというような議論を呼ぶようにもなりますね、やっぱり中をつつくということですね、20億をベースにしても。そうでなしに、山本先生が結構積んでくださっているものを基本ベースに、先ほども申し上げましたような、若干それは逆算であわせるということでない以上、変わってくることも可能性としてはあると思います、大変わりしちゃだめだと思いますけど。そういう中でやっぱり信頼のおけるそれこそ、言葉は語弊があるかもしれませんが、日本でも信頼感のある、高いやっぱり相当なレベルの設計会社にでも出して、20億で、言葉は適当でないですけど、20億のベースにした基本計画的なものを作っていただければいいと思いますよ、私は。そうしないと、前回紙が1枚だった2枚だったというようなことを、またこの検討委員会でついついその過去の経緯の議論を振り返らなければこの議論もできないかもわからんですけども、それもわかるんですけど、次に、委員長、進みましょう。それで、進むためには随契でやっぱり皆がそれを出した以上、随契というのは執行部がこのケースが随契でいけるか、税法上の問題があるとかね、本市の契約条項がありますから、それに照らし合わせて、これは適当でないということであればまた別ですけども、私はそうは、だからこのケースは随契でいけると感じておりますね、わかりませんが。そういうことでやっぱり20億をベースにした基本計画的な、基本計画というのが正しくどういう定義になるかわかりませんが、基本計画的な枠組みの中でがっちり組み上げていただくと。その組み上げた中を、さらにこの検討委員会になるのか、新しい建設委員会になるのかは別として、伊藤委員が言っておられるようなことを大いに検討して、次のステップを踏むと。とりあえずはやっぱり20億をベースにしたやっぱりできるのなら随意契約で早く、早くですよ、進むべきだというふうに、私はこういうふうを考えます。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。島谷委員のお考えをお聞かせください。

◆島谷龍司 委員 はい。結論から言います。私は随意契約が適当だと。当然、理由といたしましては、委員長は何回も言うなというふうに言われておりますが、私はあくまで市民の皆さんに説明提示するべきは、一番最初に提案したものが、それを説明できるものを出していただく。これは随契でなければできないんじゃないかなと。確かに、プロポーザルというのは上田委員が言ったように20億の中で、いろんないいところを持つてくるということはあるかも知れませ

んが、まず最初にやるべきことは、住民投票時に住民に示したものを、説明できるものを出していただくと。原理原則これだというふうには思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その住民投票の時に、市民に示したものを説明できるものということで、それでいけば、なんかわざわざお金を出して随契にしろ、プロポーザルにしろ、それをやる必要があるんだろうかというのが大きな疑問です。それで、先に進むために、上紙委員言われました20億をベースに基本計画的なものを作ってもらったらどうかという、そういうことで考えれば、私、プロポーザルになると思うんですよ。上紙委員は随契と言われたけど、私はこういう視点から言えばプロポーザルになると思うし、そういう基本計画的なものとなれば、当然、先に進む話なので、公募だなと思います。だけど、今やっぱり繰り返しいろいろ聞いていても、どうも20億の検証にしか聞こえないので、それでいけばどっちのやり方にしても税金を使ってやる必要はないと私は思います。

◆上紙光春 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 伊藤委員さん、島谷委員さんが言われたらまたその言葉尻を拾ってという議論は、島谷委員も我々と同じ気持ちだと思いますよ。検証という言葉が適切かどうかは別として、だから私が申し上げているのは、そういう、それを検証して正しかったか、正しくなかったというようなことを島谷委員さんおっしゃっているんじゃないと思いますよ。そうでなしに、やっぱり20億をベースにした市民にまずプロポーザルを出して大体、再々申し上げておりますように、20億が1円も変わらないようにということは誰がしても不可能ですから、若干前後しましても、そうでしたと、これできますと。じゃあ、市民の皆さん、このままで建築にかかっているのでしょうかというふうなことを、それから先に伊藤委員がおっしゃるようなことをするのなら、これは正しいと思いますよ。まず住民投票という重大な行為があったわけですから、それがもう全く市民の意見ですから、あれが。けれども、もう3万人も考えなきゃいけませんけど、そういう意味から含めて、一応、皆さんの意見も一緒だと思うんですけども、20億というものをベースにした基本計画的なものを固めて枠組みをしていただくと、それについてこの委員会になるかどうか、議論して、これ以上市民に喜んでもらうためにはどうしたらいいかというようなことは、市ともかんで、今度は本格的にその議論にかかればいいと思いますよ。この特別委員会になるのか、今度は建築推進委員会になるのかは別としてですよ、だけど、その1ステップを踏まんと次に伊藤委員さん、進めんじゃないでしょうか。島谷委員さん、私は委員長じゃないけど、同じ気持ちでしょう。違うかな。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。上紙委員さんからいろいろ、何と言いますか、振られましたけれども、当然私も次のステップに進みたいというふうに思って、こうやって提案と言いますか、お話をさせていただいております。ですから、もう今回こうやって皆さんにお示しするためのものを出せば、それから次のステップにいけるわけですから、私は上紙委員さんあるいは桑田委員、房安委員、ずっと言っておるように、これを次のステップのための、何と言いますか、提案とい

うことで「新」として出させていただいたということでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。房安委員。

◆房安 光 副委員長 すでに申し上げたと思いますけれども、

◆橋尾泰博 委員長 そうですか。

◆房安 光 副委員長 はい。上杉委員さん、その他おっしゃられているのと全く同じでございます。して、やっぱりもうすでに「結」さんなり、あるいはその元の山本事務所さんなりからいろんな提案を出していただいておりますので、それを要するに、20億8,000万ポッキリと言って市民に示して、市民の方がそれを選択された。中身はこうでしたんですよという検証と言うか、確認と言うかという言葉が出ていましたけど、言葉的にはどっちでもいいんですけども、中身の確認が必ず必要だということで、これはプロポーザルじゃなくて、やはり随契でやっていただきたいというふうに思っております。それで、さらにその中で、どなたがそれを受けられるかはわかりませんが、山本事務所さんよりはもう当然格上のところをお願いをしないといけませんし、その中で疑問点があれば山本さんなり、あるいは必要であれば執行部なりとやり取りをしていただいて、内容をきちっと決めていただければというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。各委員の皆さんからいろんな意見を賜わって、今、随意契約で進めていくべきという委員のお考えの方が6名。それから公募型のプロポーザルで、次のステップに行くべきではないかという委員の方が2名ということでございます。委員の、私は公募型の、僕もえらい執行部に対して申しわけないんですが、公募型のプロポーザルということになれば、プロポーザルの契約の仕方もいろいろあると思うんですけども、今回こうして山本参考人に来ていただいて、2日間質疑応答をやったわけですけども、この現在の状況の中で、公募型プロポーザルということを実施した場合に、どういう公募型のプロポーザルというものが現実的なんでしょうか、ちょっとそこを確認をさせてください。これは前田専門監になるのかな。はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい、よろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 公募型プロポーザルというのは、いわゆる提案型でございますので、アイデアなり、その内容についての提案が主になってきますので、今、この特別委員会の中で議論されている内容というのは、第2号案ですか、第2号案に対する内容についての積算、それについてをどうなのかということで議論されています。そういったものをプロポーザルで公募するというようになってきますと、検証方法、例えば、言い方はあれですけども、検証方法についてどういうやり方がいいのかというような提案をいただくということでありまして、その事業の中身を新たに提案してくださいということになってくると、今言われている、おっしゃっている内容とはちょっと違った意味になってくるんじゃないかということで考えております。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。私が聞きたかったのは、例えば20億なら20億の工事の概算額が出ている、その公募型で1つのこの面積だとか、単価だとか、金額だとか、出ていますよね。その中で20億というものが積算をされておって、その20億の概算額で、公募型

でプロポーザルをかけてという方法であれば、言えば山本さんが考えておられる部分とまた別の企業の方が申し込まれてもできるような気がするんだけど、そんなのは関係ないのかな、僕はちょっとそこら辺がよくわからない。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。公募する場合には、先ほど言いました額については約 20 億、それから面積、建物の規模、こういったものだけで、あとの内容も具体的に、例えば免震工法にするとか、そういった中身を公募ですというのが普通なんですよね。ただ、今回については、そういったものは全て提案されてある原案でございますので、それをさらに公募というかたちになってみても、もう限られたものですから、縛られているものですから、公募して、じゃあ、変わったものが出てくるかといっても全て同じ条件です、ということになってしまうと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。それで、随意契約というお考えの委員さんが多いんですけども、随意契約を進めていく場合に、例えば、どの設計になるのかな、設計会社なのか、ゼネコンなのか。そこら辺の随意契約を進めていく上でのリストアップとか、どれくらいの期間で準備ができるものか、執行部の方として、どれくらいの時間等があれば絞り込めるんでしょうか。それと、予算も発生してきますので。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほど、議員さんの中からも随意契約する場合には、どういったレベルのところ等あるかと、それは結果、契約したところと出てきた内容について責任もって提案して、提案と言うか、積算していただくわけですから、それはどなたが思ってみても、納得できるというようなレベルのところじゃないと、まずはいけないと思うんですよね。そういった中で、今までの経験の中で、どういった業者の方がいいのか、設計のコンサルになるのかというところが候補として挙がってくると思うんですけども、どこということはまだ限定は、今の段階ではできませんけども。はい。

◆橋尾泰博 委員長 それはわかります。わかりますけども、どれくらいの期間とか、例えば予算が絡んできますから、また財政の方に予算を組んでもらわないといけないし、当然議会で議決もせないかん話になってくるでしょうから、そういうことも含めて、どれくらいの期間等があれば、実現可能なことになっていくのか。なら、これは宿題にしましょうか。はい。というのは委員の皆さんの御意見を聞かせていただいている、山本参考人を 2 度この特別委員会に来ていただいて、説明も聞きました。そして、委員の皆さんから多岐にわたる質問もしていただいた。その中でやはりこの免震工事、新第 2 庁舎、半地下駐車場、ふれあい広場、これに対する認識というか、工法というか、そういうものは、大体各委員の方にも認識をしていただいた。その中である程度の骨格がわかってきておるんだから、例えば予算が絡んでくる話だから、そこまで必要ないじゃないか、中には、何ですか、基本設計ですか、そういうかたちの議論を進めていく中で、数字がきちっと固まってくるのではないかというような方の御意見もありましたし、やはりきちっとしたかたちで、なんですか、この 20 億の検証という言葉はどうもこの委員会では使ったらいけんような雰囲気になってきておりますけども、その積算の数字、これを明らかにして、そして次のステップの、例えば設備の関係の部分ですね、これをプラスしていったらどうかというような意見もあるわけでして、どういう、はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 まず、随契の意見が多いということを委員長の方からまとめていただいたわけですが、こういう検証という言葉、適当かどうか、にあたって、検証にあたって、この随契ということがまず認められるのかどうなのかという、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいし、それから、局長の方から先ほど、誰でも納得をいただけるというようなところに業務委託をするというお話があったわけですが、宿題と言っても、委員長、どこでもいいという話にもならんでしょうから、例えば、先ほど休憩前に上杉委員から、日本設計なら日本設計というのも出ていましたけども、例えば日本設計だとどうだろうか、受けてもらえるかどうかということもありますし、次の委員会でそのあたりをお示しいただければどうなのかというふうに思いますけども、どうでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 今からあんまり具体的な名前はどうかと思いますけれども、そういうことも含めて実際どこが受けていただけるのか、どれくらいの期間があるのか、どれだけの予算があるのか、やっぱりそういうことも含めて、次の特別委員会に報告をしていただきたいというふうに思います。はい。

○羽場恭一 総務部長 今のお話をすべて執行部の方で受けろというお話でございましょうか。私も議会の方でやっていただけるのかなというふうに理解をしておったんですけども、そのあたりの考え方は他の委員さんはどんな感じで思っておられるのか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、わかりました、ありがとうございます。今、総務部長の方から、これは議会の方で予算を組んでいただいて、処理をしていただきたいということの提案であったわけですが、これについて、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 前回の検討会のときにも、知見の活用については、議会事務局を通じて協会の方に打診をしたような、確か経過があつというふうに思いますので、これ、議会事務局の方から、もちろん執行部にもちょっと相談はもちろんあるんですけども、窓口を議会事務局から、それは検討していくということだろうと思います。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 議会がそこまでやらんといかんのかということに、私はこだわりますけども、宿題になっていますよね、前段に聞いた団体意思の件ね。これの答えが出ん限りは、ちょっと私これについての、どうだ、ああだというちょっと結論出すつもりはありませんので、やっぱりその見解を聞いてから私は、次言いたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、羽場部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。冒頭の伊藤議員さんからの御質問で、議決がそのまま自治体の意思になるというような逐条解説ということでございましたけども、条例を制定いたしまして、その議決という、条例の議決については自治体の意思になるとは思いますが、住民投票の結果、それがそのまま逐条解説が、そのまま適用になるというものではないというふうにも、私も考えておるところでございます。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 この話を今やってもいいんですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、どうぞ。

◆伊藤幾子 委員 いいですか。条例を、住民投票条例案を作りましたが、議会で、それに基づいて、それは具体的には2号議案を議会で作ったわけですけど、それを議決をして、議決したのはあれですよ、条例案ですよ、ね、それに基づいて住民投票したわけですよ。だから、条例案は議会で議決したわけだから、そのことによって1号議案であろうが、2号議案であろうが、地方公共団体の団体意思になるというのはそれはいいでしょう。

◆橋尾泰博 委員長 部長。

○羽場恭一 総務部長 はい。すいません。条文のとおりでございまして、1号議案、2号議案どちらになってもそれは尊重するというのでうたっておりますので、市長の方も尊重するというので、今に至っているものというふうに考えております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 すいません。尊重するというのは住民投票条例の中のことを言っておられるんですよ。

○羽場恭一 総務部長 1号案だろうが2号案だろう、出た結果については尊重する。

◆伊藤幾子 委員 出た結果については尊重するんだけど、条例案で、この2号議案が条例案の1つとして出ましたよね、現在地の耐震改修案ね。これも議決をしたわけなので、議会で、だからこの現在地案についても市の団体意思になるんじゃないかということを、私は言っているんですけども。1号議案と一緒に。

◆橋尾泰博 委員長 今の問題ね、こうやり取りやとつても、執行部の方もきちっと整理ができてないんで、それも含めて、次回の特別委員会に提案、きちっとした回答をしてください。それでよろしいかな、伊藤委員さん。

◆伊藤幾子 委員 はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、そういうことでお願いをいたします。

◆上紙光春 委員 その前に。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 部長さん、わかる、理屈は。議会のこれ特別委員会調査業務だから、議会で予算をという気持ちもよくわかる。だけど、そんな格好つけはどうでもいいから、やっぱり整備局や部長のところでは捉まえていただいて、本格的検討、議会事務局でなんで検討できます。それはキャッチボールすりゃあいいし、協議をしていただければいいですけどね、そんなに形式にこだわることはないじゃないかな。きょうはいいから、返事は。私はそう思いますよ、何でそれにこだわるか。本来議会というのは契約できんと思います、ふさわしくないと思いますよ。議会事務局が契約行為というのは、とかね、私はそう思う、ふさわしくないと思っていますよ。そういう感じを受ける、答弁いいですから。

◆橋尾泰博 委員長 今、上紙委員の発言があったですけども、きょうは羽場部長も、市庁舎整備局長も出席をさせていただいております。今、上紙委員が、その議会の立場のお話もされました。確かに双方に言い分はあろうかと思えます。ただ、市民の皆さんの思いからすれば、住民投票という形で現在の現庁舎を耐震改修をして、一部増築案というものを住民投票で市民の皆さんが選択をされたということであるならば、やはり市サイドがやっぱり執行権とか、予算権持つ

ているわけですよ、ということであるならば、市民の皆さんは、当然意思表示をしたんだと、だから、その耐震改修及び増築案で事業を進めてもらえるものというふうに捉えておるわけ。市の方も当然取り組んでいかれるわけですけども、やはり議会にも、ある程度行える限界もあるわけです。実際は、議決権はあっても予算権はありませんので、やっぱりそういうことも含めて、今、上紙氏が言われたのは、もっと積極的に市長並びに市庁舎整備局も、もっと前向きにこの問題に対処をして欲しいという思いの言葉だというふうに思います。この点は、今議論しておるところですから、それについて今すぐ解答をくださいということではありませんけれども、そのこともよく頭に入れておいてください。これは委員長として申し上げておきます。それでは長時間にわたりまして、御意見もいただきました。きょうの結論といたしましては、この20億の積み上げですね、次のステップに入るためには、随意契約で中身を明らかにしてまいる、そして次のステップに入っていこうという合意はいただいたというふうに思っております。それでよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは次回は、それと きょうですね、レジュメの5番目に防災センターの機能等についてということを上げておりました。皆様方の御手元にも資料をお配りしておりますね、新庁舎建設基本計画案と。その計画案の中に約3ページだったでしょうか、鳥取市の考え方を、掲載をいたしております。次回にお目通しをいただいて、防災センターの機能等について議論をしてまいりたいと思いますし、それからもう1点、次回は新第2庁舎増築するわけですけども、こちらの耐震改修をした本庁舎、それから新第2庁舎、そこにおける市役所の機能配置ですね、これも鳥取市としての考え方をこの特別委員会にお示しをいただきたいというふうに思います。ですから、次回の特別委員会、先ほど言いました宿題の点の回答、それから防災センターの機能、きょう書類をいただきましたけど、それは各委員でお目通しをいただいて、御意見を持ってきていただきたいと思いますし、その市役所機能の問題については、次回の特別委員会の方で、総務部並びに市庁舎整備局でよくお話し合いをしていただいて、特別委員会の方に御提示をいただきたい。そして委員の皆さんからまた御意見をいただきたいと、こういうようなかたちで進めさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。きょうの特別委員会、そういうまとめにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。よろしいですか。はい。それでは、えらい長時間になりましたけれども、本日の特別委員会を終わらせていただきます。長時間お疲れ様でございました。

午後5時28分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博